

1
2 (素案)
3
4
5
6
7
8

9 沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画
10 (沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

11
12
13

14
15
16
17
18
19
20

21
22 令和2年〇月
23 沖縄県

目 次

1	第1章 総説	1
2	1 計画策定の意義・位置づけ等	1
3	2 計画の期間	2
4	第2章 人口の現状及び要因	3
5	1 現状	3
6	(1) 全国の状況	3
7	(2) 沖縄県の状況	4
8	2 人口減少につながる要因	7
9	(1) 合計特殊出生率の低下	7
10	(2) 子育て環境の課題	11
11	(3) 死亡者数の増加及び平均寿命の伸び悩み	12
12	(4) 社会増の伸び悩み	13
13	(5) 離島の人口減少	18
14	第3章 沖縄が目指すべき社会等	20
15	1 人口減少社会の影響	20
16	2 沖縄が目指すべき社会	21
17	3 取組の方向性と各主体に期待される役割	24
18	(1) 県民気運の醸成	24
19	(2) 社会全体での協力・応援体制の整備	24
20	(3) 行政の支援体制の整備	26
21	(4) 県と市町村との連携及び広域連携の推進	27
22	第4章 持続可能な社会の実現に向けた施策の展開	28
23	【基本施策1】 自然増を拡大するための取組	29
24	(1) 結婚・出産の支援の充実	29
25	(2) 子育てセーフティネットの充実	31
26	(3) 女性の活躍推進	33
27	(4) 健康長寿おきなわの推進	34
28	【基本施策2】 社会増を拡大するための取組	37
29	(1) 雇用機会の拡大	37
30	(2) 稼ぐ力の向上と地域産業の競争力強化	38
31	(3) UJITターンの環境整備	40
32	(4) 交流人口の拡大	42
33	(5) 関係人口の創出・拡大	43
34	(6) 新しい人の流れを支えるまちづくり	43

1	(7) 文化によるまちづくり	44
2	【基本施策3】 離島・過疎地域の振興に関する取組	46
3	(1) 定住条件の整備	46
4	(2) 特色を生かした産業振興	48
5	(3) Uターン・移住の推進	49
6	【横断的な施策】 持続可能な地方創生を推進する取組	51
7	(1) 人材を育て、活かす	51
8	(2) 企業版ふるさと納税等の推進	53
9	(3) 新しい時代の流れを力にした取組	53
10	第5章 地域別の展開	55
11	1 北部地域	56
12	2 中南部地域	61
13	3 南部離島地域	67
14	4 宮古地域	71
15	5 八重山地域	75
16	第6章 理想的な展開及び推計	80
17	1 理想的な展開を想定したシナリオ	80
18	2 想定シナリオ等に基づく推計	82
19	3 推計が実現した場合の課題と可能性	84
20	第7章 計画の効果的な実現	85
21	1 沖縄県地方創生推進会議の設置	85
22	2 計画の進捗管理	85
23	(1) 重要業績評価指標（KPI）の設定	85
24	(2) PDCAサイクルの確立	85
25	別表（重要業績評価指標（KPI）一覧）	86
26		
27	【資料編】	
28	○ 現状・要因分析等における参考データ（第2章関係）	
29	○ 本計画に係る主な事業一覧（第4章関係）	
30	○ 推計に関するデータ（第6章関係）	
31	○ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の関係	

第1章 総説

1 計画策定の意義・位置づけ等

(計画策定の意義)

沖縄県の人口は、現在も増加基調にあるが、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、令和12年（2030年）前後にピークを迎え、それ以降は減少することが見込まれている。人口減少は、経済成長にマイナスの影響を与えると同時に、急速な少子高齢化の進行など社会経済構造の大きな変化と相まって、将来の県民生活や産業活動に様々な影響を及ぼすものと考えられる。特に、域内マーケットに依存する沖縄経済においては、令和12年（2030年）以降に予測される人口減少が県内の産業構造に大きな影響を及ぼすと予想されていることから、その影響や課題等についても分析し、経済成長や生活環境を維持していくための取組を行う必要がある。

また、我が国の総人口は、平成17年（2005年）に戦後初めて前年を下回った後、増減を繰り返し、平成23年（2011年）以降減少しており、今後も減少していくと見られている。

こうした中で、本県が、地方創生の様々な取組により活力ある持続可能な社会の実現に向けて取り組むことは、大きな意義を持つものと考えられる。

(計画の位置づけ及び性格)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第127号）」が平成26年11月に施行された。

同法第9条において、都道府県は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画である、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めなければならないこととされている。

沖縄県においては、国「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）を勘案して、施策の拡充や重要業績評価指標（KPI）の設定など、「沖縄県人口増加計画」（平成26年3月）を改定し、「沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けたうえで、人口減少克服に向けた取組を加速化させている。

また、令和元年12月に閣議決定された国「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、本計画を更に改定し、地方創生の取組を強化・拡充することとしている。

なお、本計画は、平成24年（2012年）に策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計

1 画」を補完する個別計画の一つとして位置づけられる。

2 市町村においても本計画を参考とした主体的な取組が展開されることを期待すると
3 ともに、本計画が県民をはじめ、企業、団体、N P O等の自立的な活動の指針となる
4 ものとして活用されることを期待する。

5

6 2 計画の期間

7 本計画は、各種施策の着実な実施や進捗管理を行う必要があることから、「沖縄21
8 世紀ビジョン基本計画」の計画期間を踏まえ、平成26年度（2014年度）から令和3年
9 度（2021年度）（沖縄21世紀ビジョン基本計画の終了年度）までを計画期間とする。
10 ただし、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間（令和2年度（2020
11 年度）～令和6年度（2024年度））や新たな沖縄振興計画を踏まえ、計画期間を見直す
12 とともに、施策の効果や今後の社会・経済状況等に応じ、適宜見直しを行っていくもの
13 とする。

14 なお、出生数の増加を目指す施策の効果が、顕著な自然増加となって人口動態に現れる
15 までには数十年の期間が必要であるなど、施策によっては、効果の発現に時間を要する
16 ものがあり、その実施に当っては、長期的な視点に立って、活力のある持続可能な社
17 会の実現を目指していく必要がある。

第2章 人口の現状及び要因

1 現状

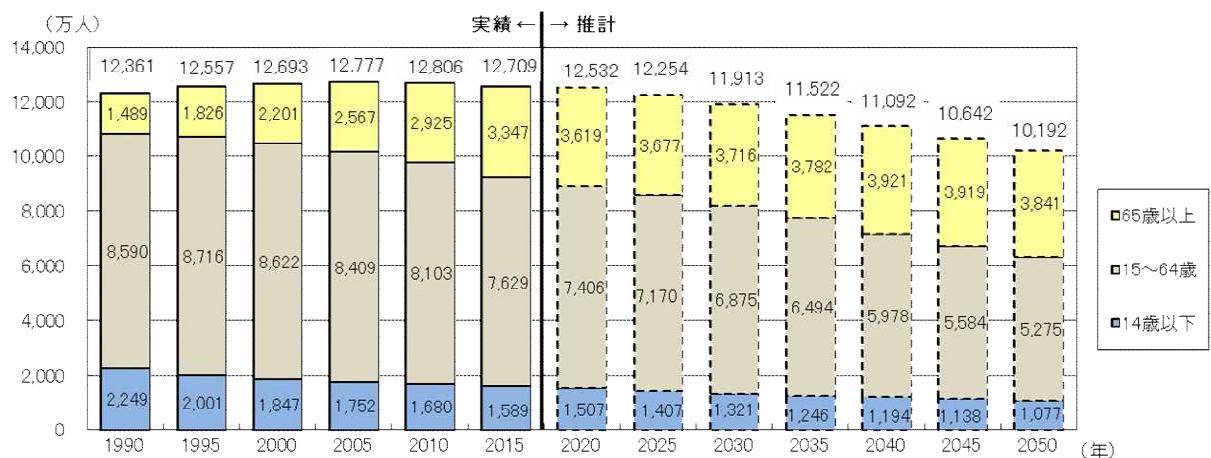
- ◎全国では既に人口減少が始まっている、今後は本格的な人口減少社会となる。
- ◎これまで人口が増加してきた沖縄県でも、出生数の減少と死亡数の増加が進んでおり、このままでは人口減少となってしまう。

(1) 全国の状況

我が国の総人口は、平成25年（2010年）の国勢調査による1億2,806万人をピークに減少傾向に転じている。その後の推計では、2030年に1億1,913万人となり、2050年には1億192万人と推計されている（図表1）。

合計特殊出生率※1を算定する際の基準とされている15～49歳の女性人口の減少、出生率の低下、高齢化の進行に伴う死亡数の増加によって、人口は既に減少傾向にあり、今後も人口は減少を続けると見込まれている。

図表1 全国の総人口の推移（実績・予測）



総人口に占める割合(%)

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
14歳以下	18.2	15.9	14.6	13.7	13.1	12.5	12.0	11.5	11.1	10.8	10.8	10.7	10.6
15～64歳	69.5	69.4	67.9	65.8	63.3	60.0	59.1	58.5	57.7	56.4	53.9	52.5	51.8
65歳以上	12.0	14.5	17.3	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8	37.7

（資料）1990年から2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

1 **(2) 沖縄県の状況**

2 これまで、沖縄県の総人口は増加基調で推移してきた（図表2）が、国立社会保障・
3 人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、令和12年
4 （2030年）前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれており、本県も人
5 口減少社会となることが予測されている。

6 一方、年齢別的人口構成をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、実数としては平
7 成27年（2015年）、割合としては平成12年（2000年）の国勢調査から低下に転じてい
8 る（図表2）。従属人口指数※2は、全国が平成2年（1990年）以降、本県は平成7年（1995
9 年）以降、上昇に転じており、人口オーナス※3局面に移行している。

10 また、人口動態を自然増減と社会増減に分けてみると、出生数の減少と死亡数の増加
11 によって自然増が徐々に縮小している（図表3）。社会増は、年によって増減が大きい
12 が、転入と転出がほぼ均衡する状況にある（図表4）。復帰後の人口の増加数を自然増
13 減と社会増減の累計でみると、社会増の累計数はわずかであり、ほとんどが自然増によ
14 るものである（図表5）。

15 こうした中で、今後は高齢化の進行に伴って死亡数が増加するため、近い将来に自然
16 減少（出生数を死亡数が上回る状態）に陥ることが見込まれる。出生数が死亡数を上回
17 るか、あるいは自然減少の分を社会増加で補うことができなければ、本県の人口は減少
18 に転じることとなる。

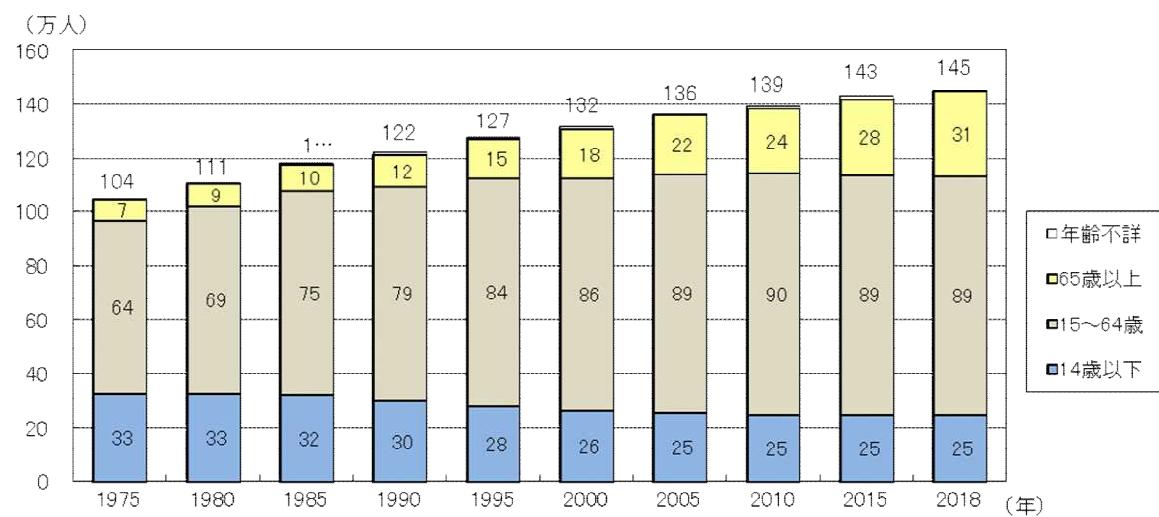
19
20 ※2 従属人口指数：生産年齢人口に対する年少人口と老人人口の比率で、生産年齢人口の扶養負担の程
21 度を表すための指標である。

22 $\{(年少人口 : 0 \sim 14歳) + 老年人口 (65歳以上)\} / 生産年齢人口 (15 \sim 64歳) \times 100$ で算出される。

23 ※3 人口オーナス：一国の人口構成で、高齢人口が急増する一方、生産年齢人口が減少し、少子化で生
24 産年齢人口の補充はできず、財政、経済成長の重荷となった状態である。

1

図表 2 沖縄県の総人口・年齢3区分別人口の推移



2

総人口に対する割合(%)

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2018
14歳以下	31.3	29.4	27.4	24.5	22.1	20.0	18.7	17.7	17.2	17.1
15~64歳	61.6	62.7	64.0	64.9	66.2	65.4	65.2	64.5	62.2	61.3
65歳以上	7.0	7.8	8.6	9.9	11.7	13.8	16.1	17.3	19.4	21.6

4

(注) 沖縄県「推計人口」では、2019年10月時点の総人口は145.4万人

5

(資料) 1975年から2015年は総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」

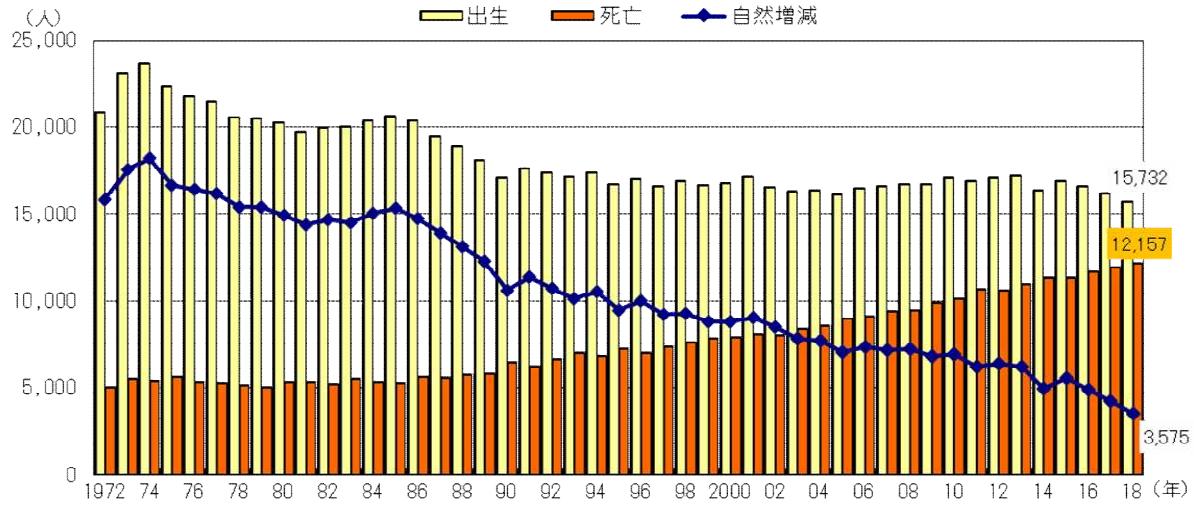
6

7

8

9

図表 3 沖縄県の人口の自然増減の推移



10

(資料) 沖縄県「沖縄県人口動態統計の概況」、2018年は厚生労働省「人口動態調査」

11

12

13

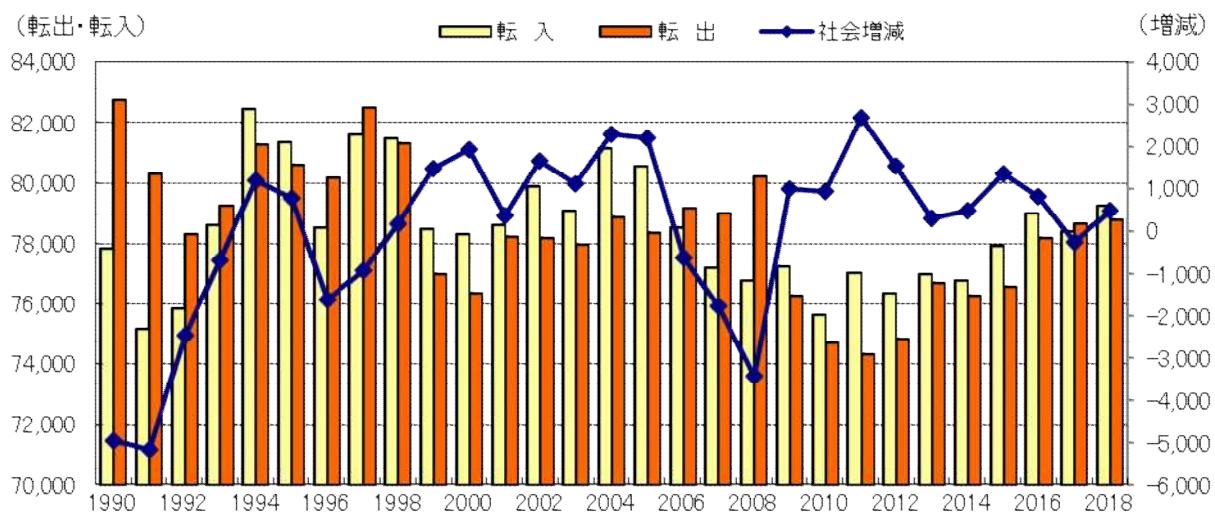
14

15

16

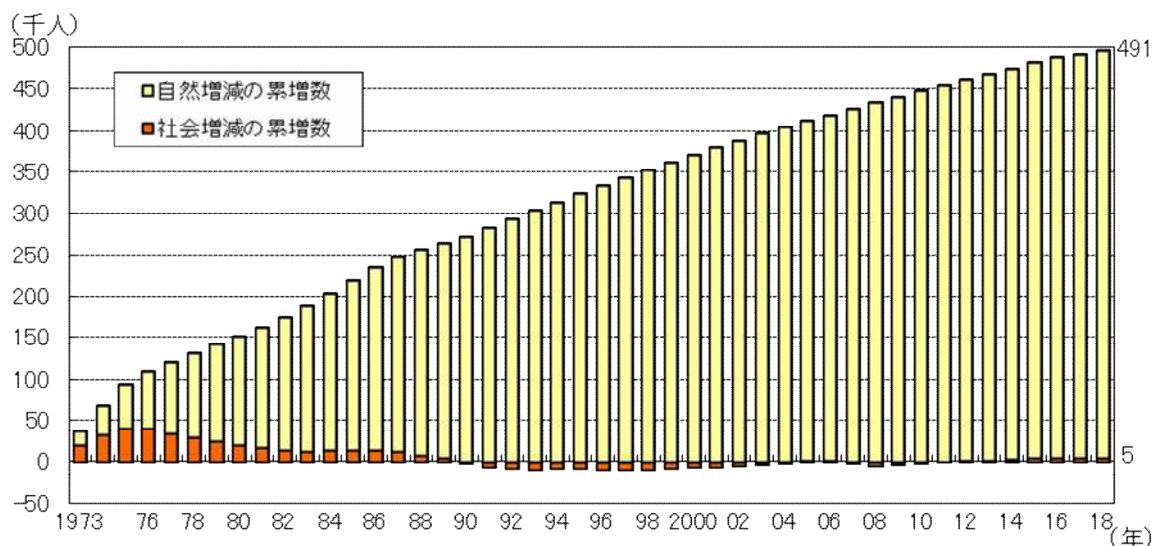
1 図表 4 沖縄県の人口の社会増減の推移

2



(資料)沖縄県「推計人口」

5 図表 5 沖縄県の復帰後の人口の自然増減と社会増減の累計



(資料)沖縄県「推計人口」

1 2 人口減少につながる要因

- ◎沖縄県の合計特殊出生率は全国で最も高いが、人口置換水準（2.07）を下回る状況が続いている。合計特殊出生率低下の主要因は有配偶率の低下にある。
- ◎夫婦が理想とする数の子どもをもてない状況が続いているが、保育所入所待機児童が解消されないなど、子育て環境は十分に整っているとは言えない。
- ◎沖縄県の社会移動は全国の景気に大きく左右される。また、多くの移住者が沖縄に来ているが、その多くが3年以内に転出しており、定着率は高くない。
- ◎離島では、移住者の多い一部の市町村を除いて、そのほとんどで人口減少が始まっている。

2 人口減少の一般的な要因は、主として少子化の進行による出生数の減少、あるいは高
3 齡化の進行による死亡数の増加とされている。中でも少子化については、結婚・出産に
4 対する意識やライフスタイルの変化を背景とした未婚化・晩婚化の進行、若い世代の所
5 得の伸び悩み、就業形態や就労環境など、様々な要因が影響しているものと考えられる。
6

7 (1) 合計特殊出生率の低下

8 平成17年（2005年）以降、上昇傾向で推移してきた本県の合計特殊出生率は平成29
9 年（2017年）には1.89となり、1990年代中旬の水準まで回復している。これは、全国
10 平均（1.42）を大きく上回る全国最高の水準にあるが、それでも、平成元年（1989年）
11 以降は、人口置換水準※1である2.07を下回る状況が続いている（図表6）。

12 合計特殊出生率の低下は、女性の有配偶率※2と有配偶出生率※3の二つの要因に分解
13 することができる。

14 有配偶率は、昭和55年（1980年）以降、ほぼ一貫して低下傾向で推移していたが、
15 平成27年（2015年）には、25～44歳において横ばいに転じている（図表7）。一方、
16 有配偶出生率は、平成2年（1990年）から平成22年（2010年）まで横ばいないしほん
17 やかな増加傾向で推移している。直近の平成27年（2015年）の15～19歳及び25～29
18 歳において減少に転じ、他の年齢区分では緩やかに増加している（図表8）。

19 このことから、合計特殊出生率の低下は、有配偶率の低下すなわち未婚化・晩婚化の
20 進行によるものと考えられる。

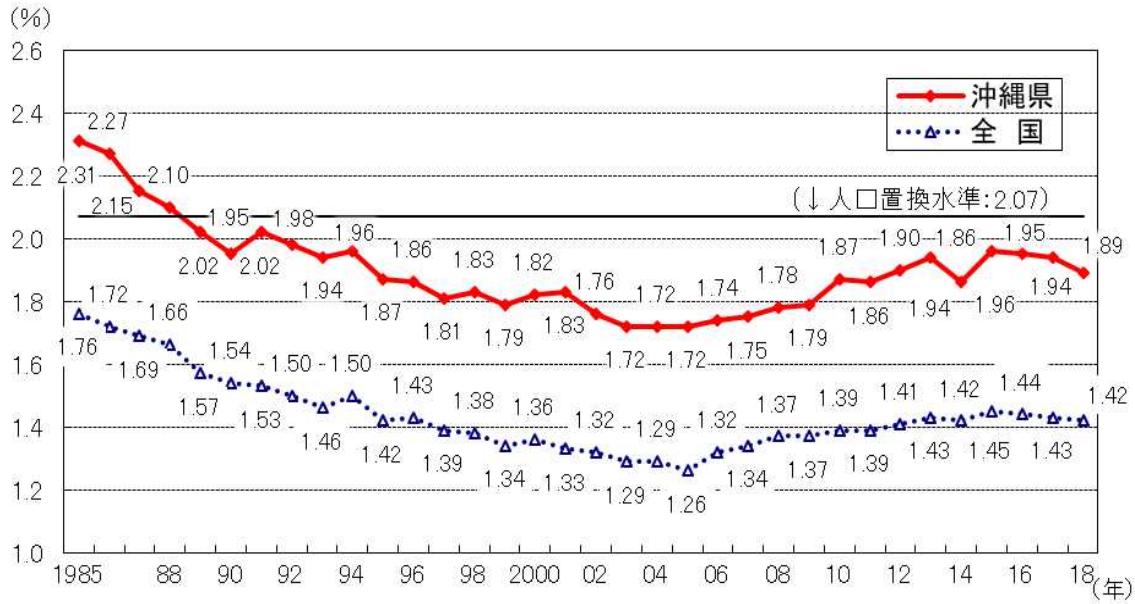
21 生涯未婚率※4は全国平均も上昇しているが、都道府県別に平成27年（2015年）の
22 状況を比較しても、本県は男性が1位（26.20%）、女性が5位（16.36%）と高くなっ
23 ている（図表9）。また、平均初婚年齢は、男女とも平成26年（2014年）まで増加し、
24 その後はおおむね横ばいで推移している（図表10）。

25 さらに、15～49歳の女性人口は、平成12年（2000年）をピークに減少に転じており
26 （図表11）、当面は減少傾向で推移する可能性が高く、今後、出生率が向上しなければ、
27 出生数の減少につながることとなる。

28 ※1 人口置換水準：人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための
29 大きさを表す指標である。
30

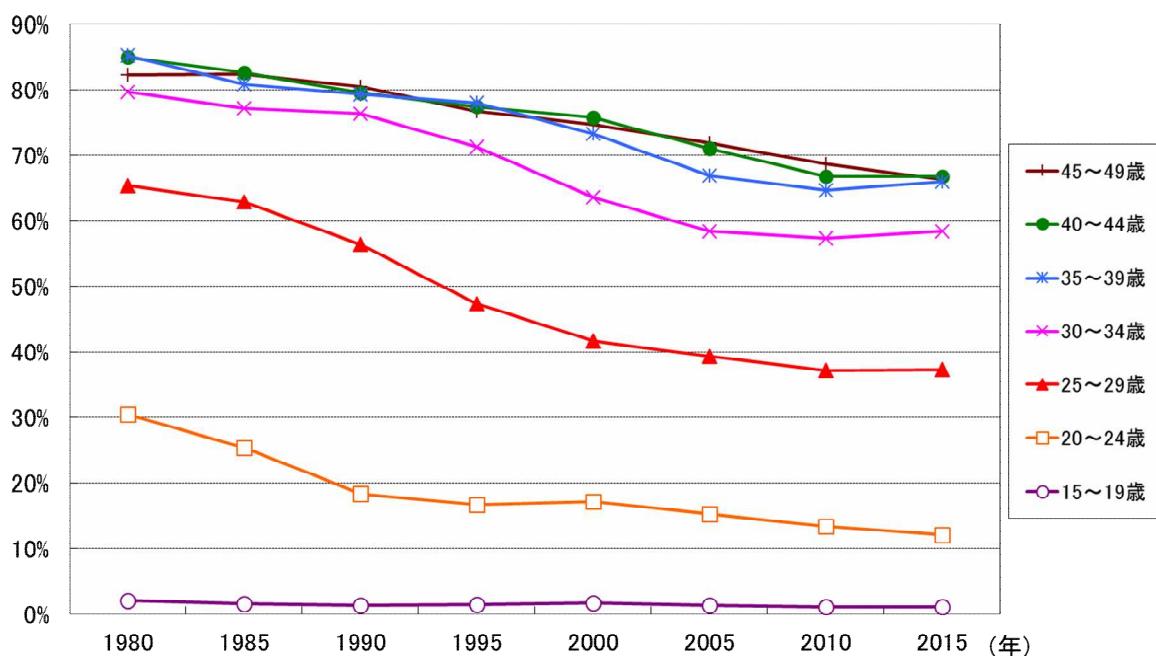
- 1 ※2 有配偶率：人口に対する結婚している者の割合である。
 2 ※3 有配偶出生率：ある年の結婚している女性人口千人に対するその年の出生数の割合である。
 3 ※4 生涯未婚率：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率である。

6 図表 6 合計特殊出生率の推移



(資料)厚生労働省「人口動態調査」

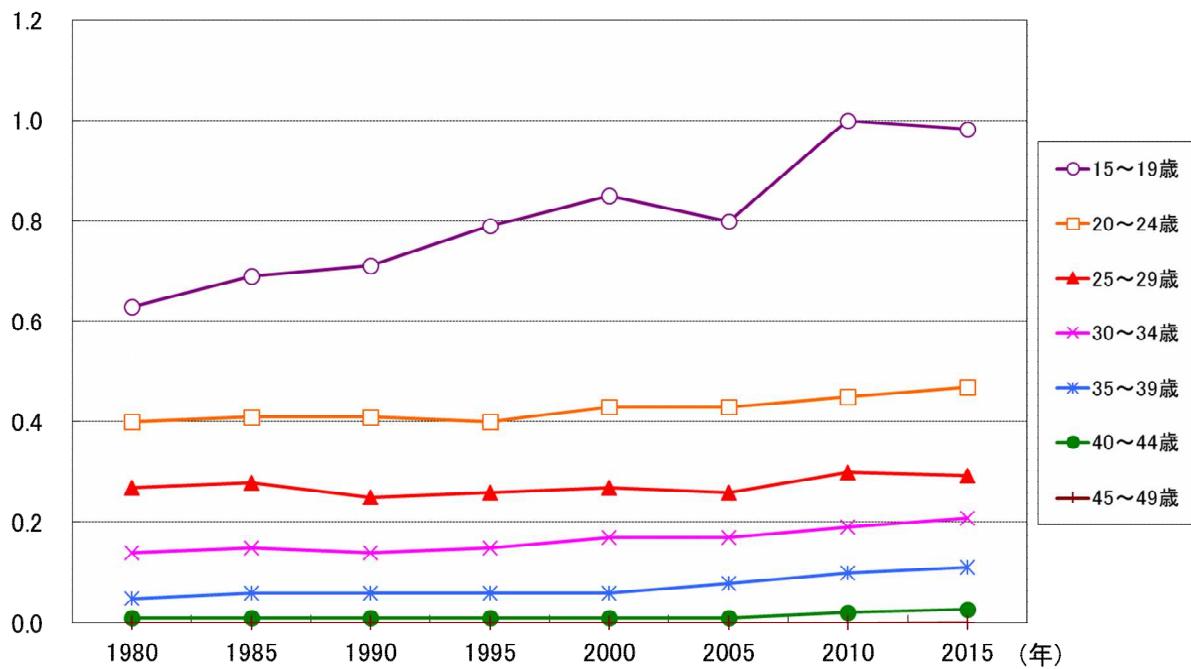
10 図表 7 沖縄県の年齢階級別女性の有配偶率の推移



(資料)総務省「国勢調査」

1

図表 8 沖縄県の年齢階級別有配偶出生率の推移



2

(資料)総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」

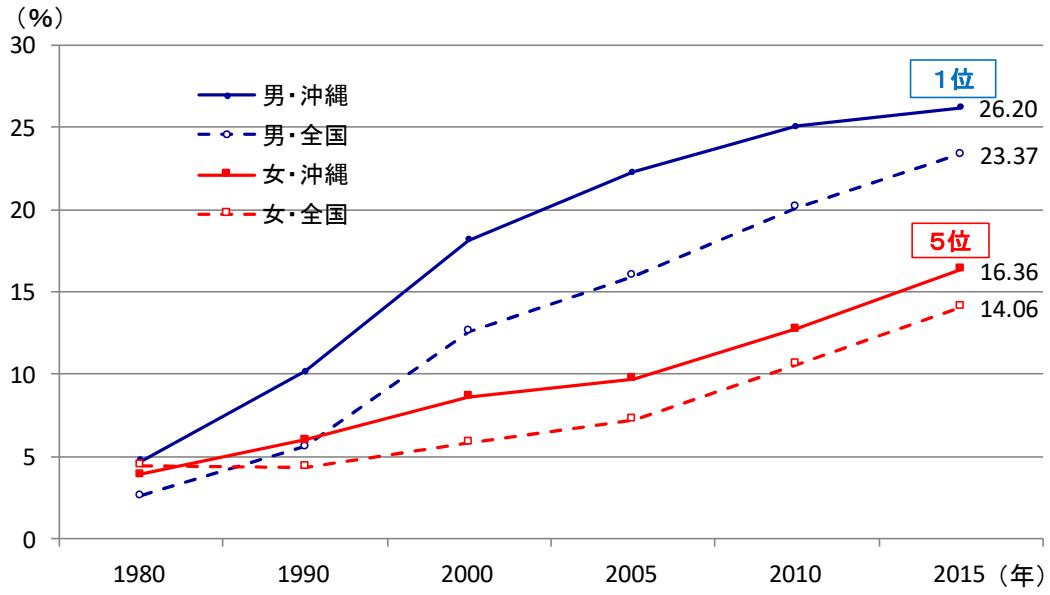
3

4

5

6

図表 9 生涯未婚率の推移



7

8

9

10

11

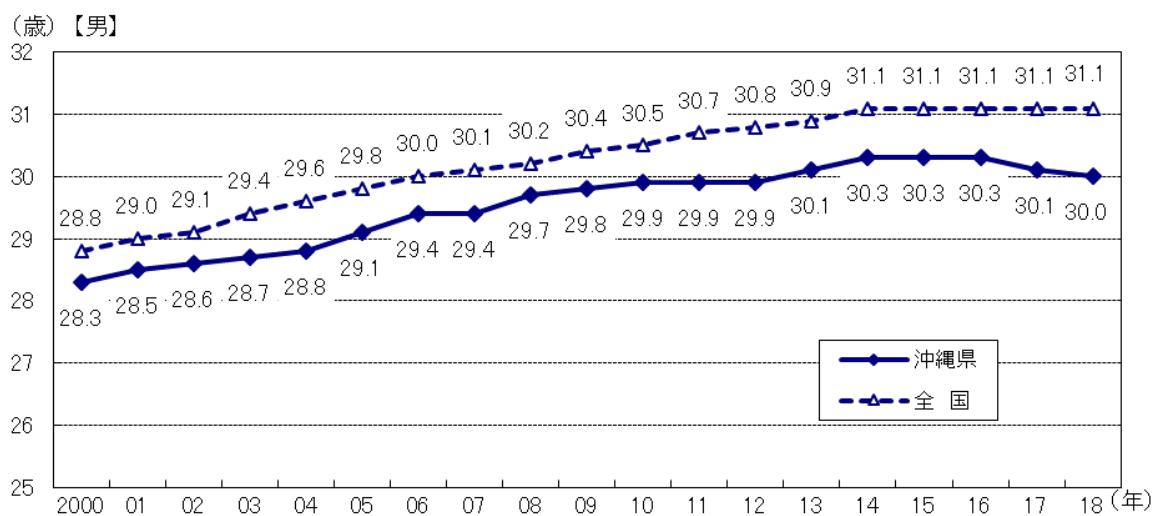
12

13

14

(資料)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2018」

1 図表 10 平均初婚年齢の推移



4 (資料)厚生労働省「人口動態調査」

5 図表 11 沖縄県の15~49歳の女性人口の推移

6 (単位:人)

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
15~19歳	46,496	47,392	52,162	48,915	46,741	44,005	40,773	39,329
20~24歳	39,828	39,984	40,334	48,171	43,000	42,191	38,247	35,076
25~29歳	48,360	45,405	42,231	43,861	49,817	46,852	43,986	39,813
30~34歳	41,519	50,233	45,747	43,938	45,117	52,381	47,876	45,741
35~39歳	32,505	41,586	49,813	46,211	44,249	46,274	52,660	48,942
40~44歳	35,863	32,100	40,829	49,358	45,808	44,506	46,284	52,784
45~49歳	32,871	35,556	31,457	40,555	48,646	45,934	44,141	46,240
合計	277,442	292,256	302,573	321,009	323,378	322,143	313,967	307,925

9 (資料)総務省「国勢調査」

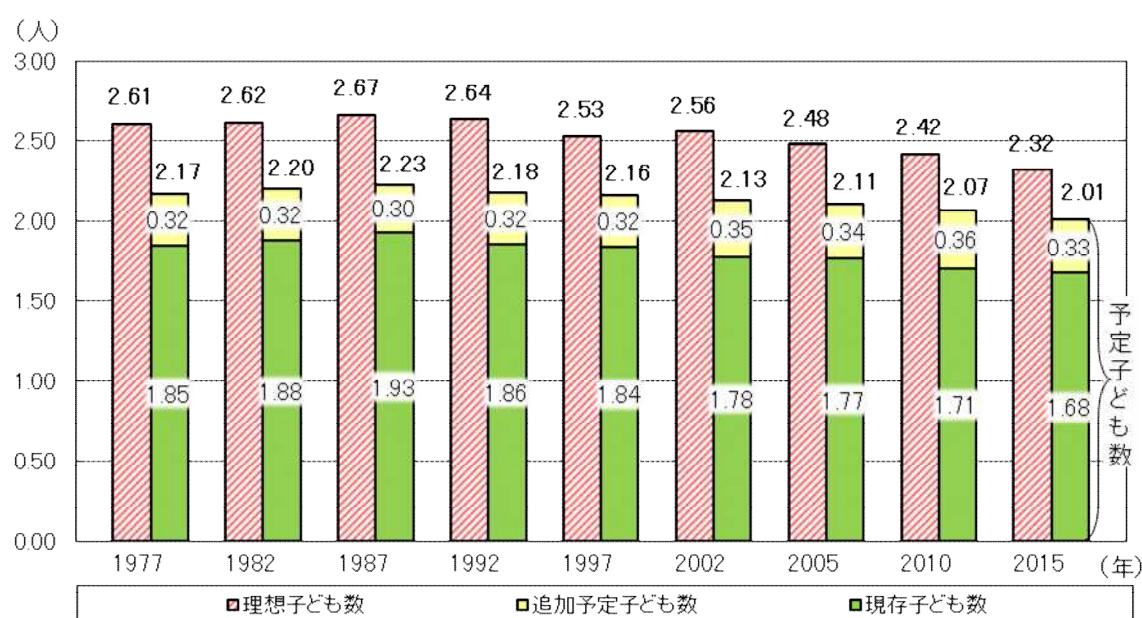
1 (2) 子育て環境の課題

2 夫婦が理想的と考える子どもの数は減少傾向にあり、また、実際にもつ予定の子どもの数は、理想の子ど�数よりも少なくなっている（図表 12）。国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、理想の子ど�数をもたない最大の理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている（参考図表 4）。

3 また、女性の社会進出や共働き家庭の増加等に伴い、保育所入所待機児童（以下「待機児童」という。）の解消に向けて、保育所の整備が進められているが、本県は、依然として 1,800 人を超える待機児童がいる（図表 13）。本県の待機児童数は全国的に高い水準にあり、今後、約 25,000 人の保育の量を確保し、潜在的待機児童を含む待機児童の解消を図ることが大きな課題となっている。

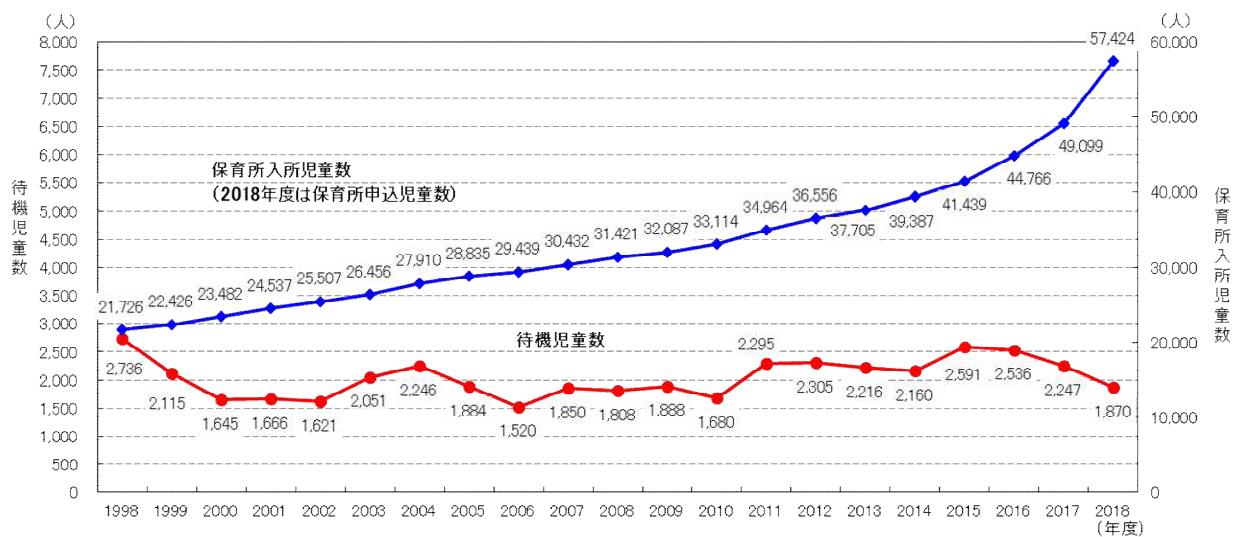
4 さらに、厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 13.9% となり、全国では子どもの約 7 人に 1 人が貧困状態で暮らしていることになるが、沖縄県の子どもの貧困率は 29.9% であり、約 3 人に 1 人が貧困状態となっている。また、子ども期の貧困は、子どもが大人になった後の就労、所得、生活水準にも悪影響を与えると指摘されている。

18 図表 12 平均理想子ど�数と平均予定子ど�数の推移（全国）



38 (資料)国立社会保障・人口問題研究所「現代日本の結婚と出産－第 15 回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)報告書－」(平成 29 年 3 月)

図表 13 沖縄県の待機児童数の推移



(資料) 沖縄県「各市町村別保育所入所待機児童数」

(3) 死亡者数の増加及び平均寿命の伸び悩み

本県では、高齢化の進行に伴い老人人口が急速に増え、死亡者数が増加し、総人口に対する死亡者数の比率も上昇している。

また、本県の平成 27 年（2015 年）の平均寿命（0 歳の平均余命）は、男性が 80.27 年、女性が 87.44 年であり、平成 22 年（2010 年）と比較して、男性は 0.87 年、女性は 0.42 年伸びているが、全国平均の伸びを下回ったため、全国順位は男性が 30 位から 36 位へ、女性が 3 位から 7 位へ順位を下げている（図表 14）。

主な年齢の平均余命・全国順位については、男性の 20 歳が 36 位（平成 22 年 27 位）、40 歳が 38 位（同 27 位）、65 歳が 6 位（同 2 位）、75 歳が 2 位（同 1 位）であり、女性の 20 歳が 7 位（同 1 位）、40 歳が 4 位（同 1 位）、65 歳、75 歳はいずれも 1 位（同 1 位）となっている（図表 15）。

平均寿命の伸び率が全国に比べて低くなっている主な要因としては、壮年期での肝疾患、脳血管疾患、心疾患など、生活習慣の影響が大きい疾病による死亡率が高いことなどがあげられる。

図表 14 平均寿命・全国順位の推移

(単位:年)

		1990年		1995年		2000年		2005年		2010年		2015年	
		平均寿命	順位										
男性	沖縄県	76.67	5	77.22	4	77.64	26	78.64	25	79.40	30	80.27	36
	全 国	76.04	—	76.70	—	77.71	—	78.79	—	79.59	—	80.77	—
女性	沖縄県	84.47	1	85.08	1	86.01	1	86.88	1	87.02	3	87.44	7
	全 国	82.07	—	83.22	—	84.62	—	85.75	—	86.35	—	87.01	—

(資料) 厚生労働省「都道府県別生命表」

図表 15 主な年齢の平均余命・全国順位（2015 年）

		0歳		20歳		40歳		65歳		75歳	
		平均余命 (平均寿命)	順位	平均余命	順位	平均余命	順位	平均余命	順位	平均余命	順位
男性	沖縄県	80.27	36	60.67	36	41.36	38	19.80	6	12.62	2
	全国	80.77	—	61.16	—	41.80	—	19.46	—	12.06	—
女性	沖縄県	87.44	7	67.80	7	48.25	4	25.19	1	16.51	1
	全国	87.01	—	67.33	—	47.70	—	24.30	—	15.68	—

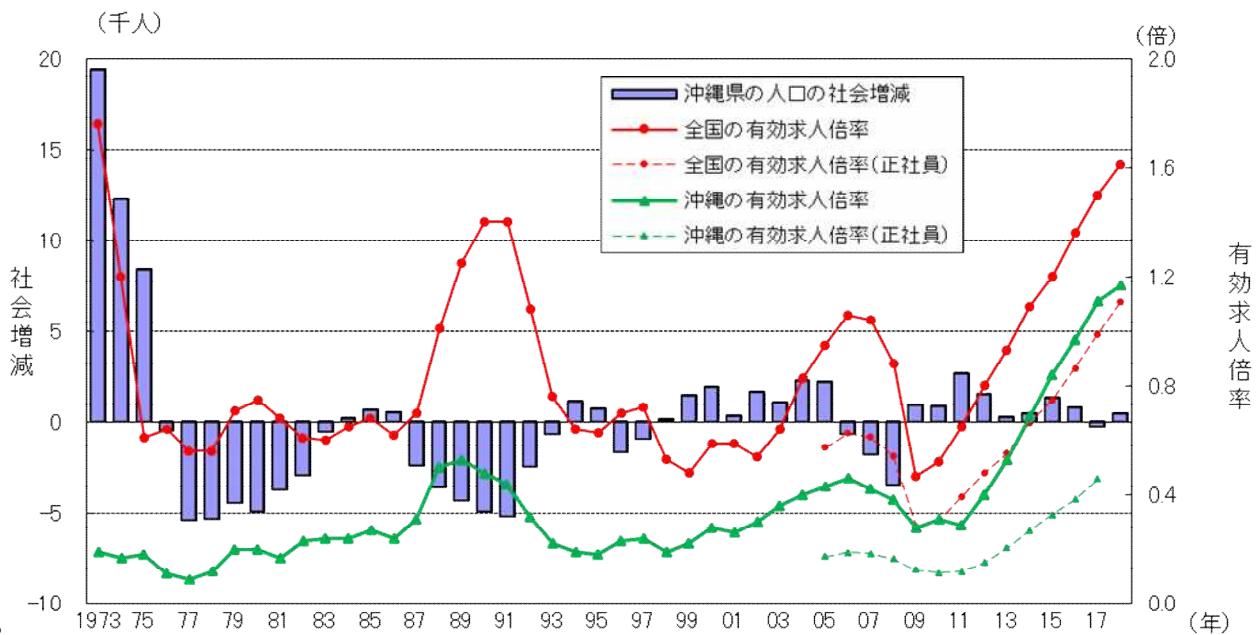
(資料)厚生労働省「平成 27 年 都道府県別生命表」

（4）社会増の伸び悩み

（沖縄県の社会増減）

復帰後の本県の社会移動は、復帰直後の政府出先機関や県外企業の進出等による転入超や平成 15 年（2003 年）から平成 17 年（2005 年）にかけてのいわゆる沖縄ブームによる県外からの移住者増加の時期を除いて、全国の有効求人倍率の変動の影響を強く受けており、全国の有効求人倍率が上昇すれば県外への転出が増加し、不況で有効求人倍率が低下すれば転入超となる傾向がみられた。しかし、平成 22 年（2010 年）以降は、全国と同様に県内の有効求人倍率が大幅に上昇したことなどから、これまでの転出超の傾向はみられない（図表 16）。

図表 16 沖縄県の人口の社会増減と全国の有効求人倍率の推移



(資料)沖縄県「推計人口」、厚生労働省「一般職業紹介状況」

1 **(定着しない県外からの移住者)**

2 県が平成 25 年（2013 年）10 月に実施した移住者に対するアンケート調査（以下「移住
3 者アンケート」という。）によると、移住者が本県に住むことを決めた理由として特に重
4 視したのは、「のんびりと生活できるところ」、「気候がよいところ」、「自然が豊かな場所」
5 に住むためという回答が多いことからわかるように、本県には、多様で豊かな自然環境や
6 温暖な気候、あるいは県民の温かいホスピタリティや時間的なゆとりなどにあこがれて、
7 国内外から毎年多くの方が移住していることが推定される。

8 一方、同移住者アンケートでは、移住前に心配だったこととして、「仕事に関するこ
9 とのほか、「生活費に関するこ」や「地域の風習や文化に関するこ」との回答が多い結
10 果となっている（参考図表 10, 11）。また、県内で多くの移住者を対象に取材等をしている
11 関係者からは、毎年多くの移住者が沖縄に来ているが、賃金水準や交通の便、子育ての環
12 境が合わないことなどから、沖縄での生活をあきらめ、3 年以内に戻ってしまう人も多い
13 との指摘もある。

14 沖縄での生活にあこがれて来訪した移住者の定着率を高めることができれば、社会増を
15 大きく増やすことができると考えられる。

16

17 **(沖縄県における在留外国人の動向)**

18 近年、県内に住む外国人が急増している。前述したように、沖縄県の総人口は増加傾向
19 にあるが、日本人の伸び率は平成 23（2011 年）の 0.7% 増から平成 30 年（2018 年）には
20 0.2% 増と鈍化傾向にある。それに対し、外国人は平成 23 年（2011 年）の 3.5% 増から平成
21 30 年（2018 年）には 14.4% 増と高い伸び率となっている。特に、平成 27 年（2015 年）は
22 17.6% 増と 2018 年を上回る伸び率となった。（図表 17）

23 なお、総人口に占める外国人の割合は、平成 23 年（2011 年）の 0.56% が平成 29 年（2017
24 年）には 0.96% と約 1% を占めるようになっている。

25

26 **図表 17 沖縄県総人口の推移と日本人及び外国人増加率の推移**



27 (資料) 沖縄県「推計人口」

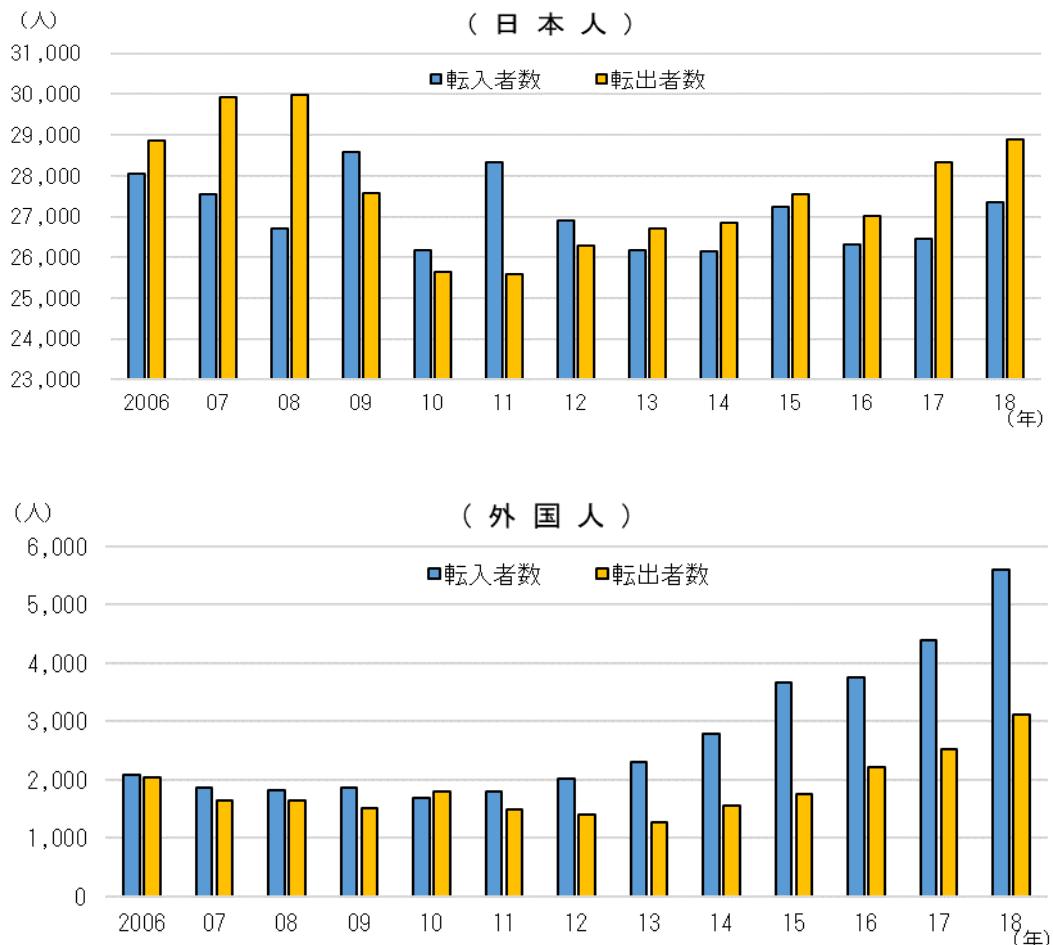
28

29

社会移動の視点から日本人と外国人の動向をみると、日本人は平成 25 年（2013 年）以降、転出者数が転入者数を上回って推移しているのに対して、外国人は平成 23 年（2011 年）以降、転入超過が続いている。これより、沖縄県の社会増を支えているのは外国人であることが窺える。（図表 18）

5

6 **図表 18 日本人と外国人の転入者数、転出者数**



7
8 (資料) 沖縄県「推計人口」
9

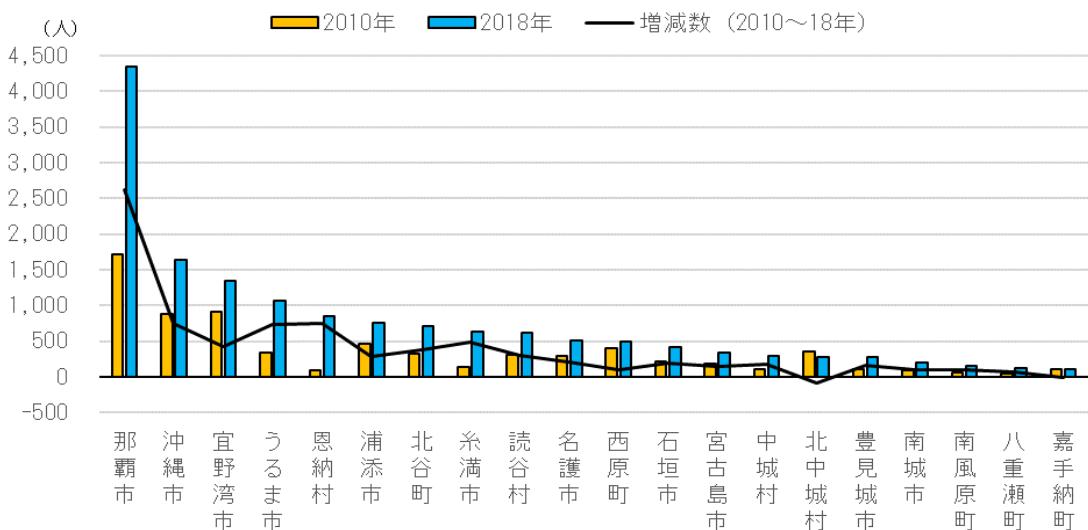
10 外国人口を市町村別にみると、那覇市が突出して多い。その理由として、空港やクルーザー船が就航する港を有し海外とのアクセスが近いことや、日本語学校も多いことなどが考えられる。

11 次いで外国人口が多い地域は沖縄市、宜野湾市及びうるま市で、これらの地域は都市部でもあり、米軍基地が所在していることがその理由として考えられる。

12 また、平成 22 年（2010 年）～平成 30 年（2018 年）の増減数をみると、那覇市の増加が 2 倍以上の増加となっており同市への集中が進んでいることが窺える。他地域では、うるま市や恩納村が沖縄市や宜野湾市よりも増加が目立っている。なお、那覇市に次いで増加が大きい恩納村は沖縄科学技術大学院大学やリゾートホテル等の関係者と見込まれる。

13
14 (図表 19)
15

図表 19 市町村別の外国人口（2010 年—2018 年比）



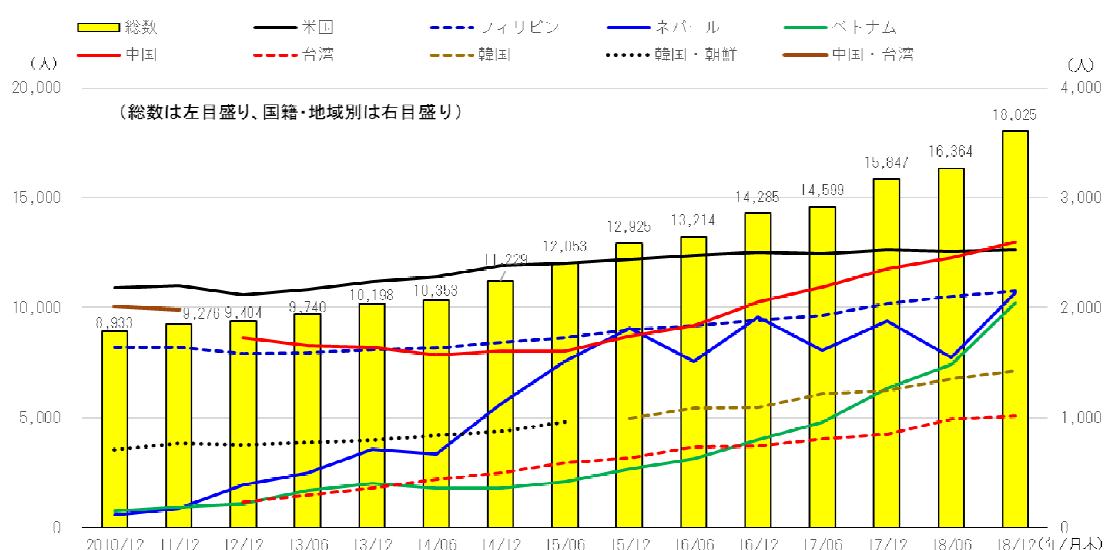
(注) 各年とも 10 月 1 日、2018 年の外国人人口が 100 人以上の市町村を掲載、外国公館や米軍関係除く。

(資料) 沖縄県「推計人口」

国籍・地域別の外国人口の推移をみると、平成 30 年（2018 年）6 月現在までは米国人が最も多かったが、平成 28 年（2016 年）以降から中国人が増加し、直近の平成 30 年（2018 年）12 月現在では、米国人を抜いている。

また、平成 30 年（2018 年）6 月～12 月の間で急増しているのはネパール人とベトナム人であり、国籍・地域別人口で第 3 位のフィリピン人に接近している。特にネパール人は平成 26 年（2014 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて急増し、その後は増減を繰り返している。（図表 20）

図表 20 国籍・地域別の外国人口の推移



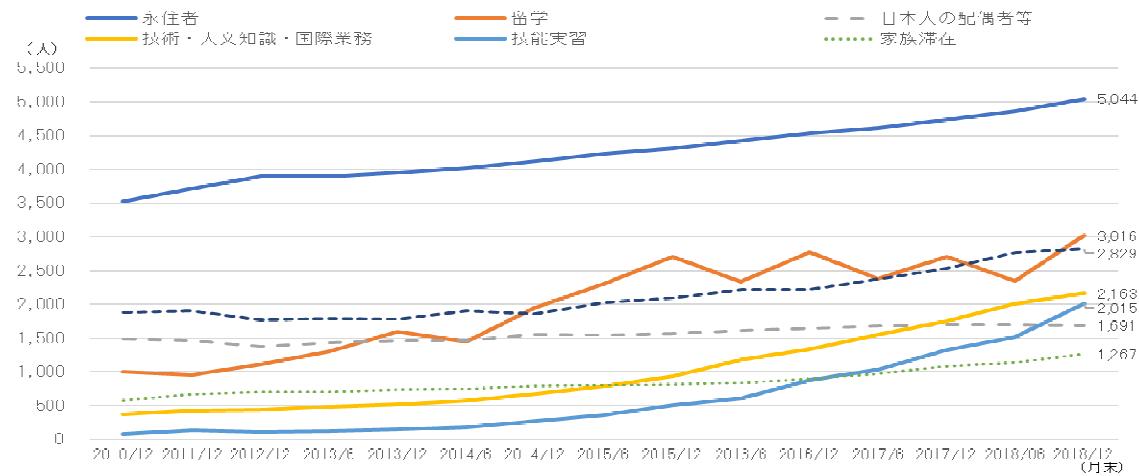
(注) 2011 年までは「登録外国人統計によるが、同統計では台湾を中国に含めて集計している。韓国と朝鮮は 2015 年 6 月までは合計した数字で公表されている。米国には米軍関係を含まない。

(資料) 法務省「在留外国人統計」

1 在留資格別には、直近の平成 30 年（2018 年）6 月現在で永住者が 4,866 人と最も多く、
2 次いでその他（2,770 人）、留学（2,347 人）、技術・人文知識・国際業務（2,009 人）の順
3 となっている。

4 増加傾向にあった留学は、平成 27 年（2015 年）12 月以降から増減を繰り返して伸び悩
5 んでいる。（図表 21）

7 **図表 21 在留資格別の外国人口の推移**



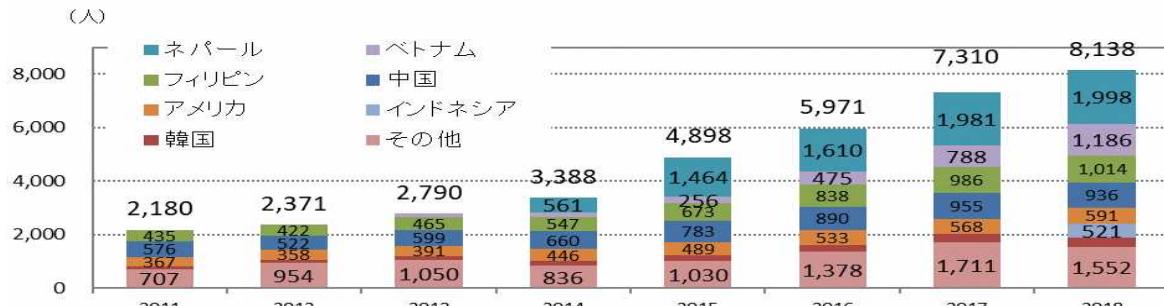
9 (注)2011 年までは「登録外国人統計」、技術・人文知識・国際業務の 2014 年以前は「技術」と「人文知・國
10 際業務」の合計

11 (資料) 法務省「在留外国人統計」

12 本県における外国人の雇用状況を見ると、年々増加傾向にあり、平成 23 年（2011 年）
13 の 2,180 人から平成 30 年（2018 年）には 8,138 人と 4 倍近くに増加している。

14 国籍別では、平成 23 年（2011 年）にはその他を除いて中国人（576 人）、フィリピン人
15 （435 人）及び米国人（367 人）の順で多かったが、平成 30 年（2018 年）にはネパール人
16 （1,998 人）が最も多く、次いでベトナム人（1,186 人）、フィリピン人（1,014 人）の順
17 となっている。（図表 22）

20 **図表 22 外国人雇用状況**



21 ※各年 10 月現在の状況を集計したもの。

22 (資料) 沖縄労働局「外国人雇用状況の届出状況」

23

24

25

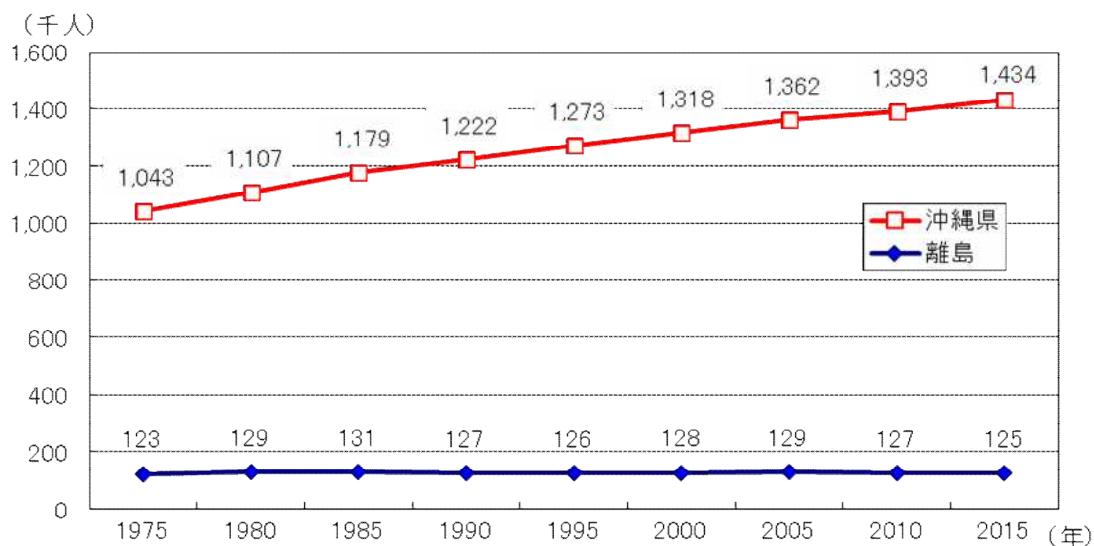
(5) 離島の人口減少

復帰後の離島の人口動態を国勢調査でみると、離島全体ではおおむね横ばいで推移している（図表 23）が、石垣市、竹富町では増加し、渡名喜村や粟国村などでは大幅に減少するなど、市町村によって状況が大きく異なる（図表 24）。

また、現在の傾向が続いた場合の今後の人口を推計した国立社会保障・人口問題研究所の人口推計において、2045 年には石垣市及び竹富町では昭和 50 年（1975 年）より人口が増加し、他の離島市町村では人口が減少することが見込まれている。

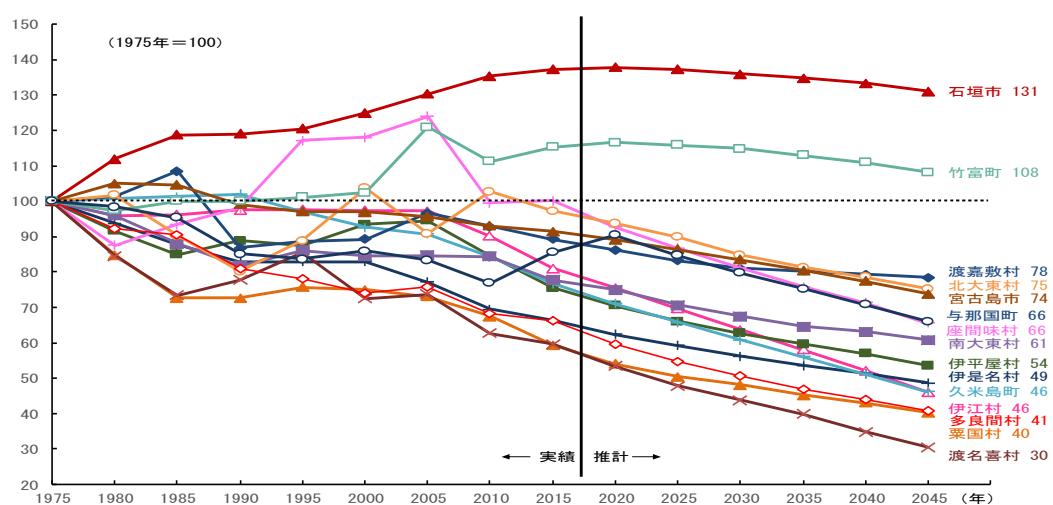
離島の人口の年齢構成をみると、生産年齢人口の比率が低く、高齢者人口の比率が高い市町村が多くなっており、15～49 歳の女性人口が少なくなっている（図表 25）。

図表 23 離島の人口の推移



（資料）総務省「国勢調査」

図表 24 離島地城市町村の総人口指数の推移（1975 年=100）

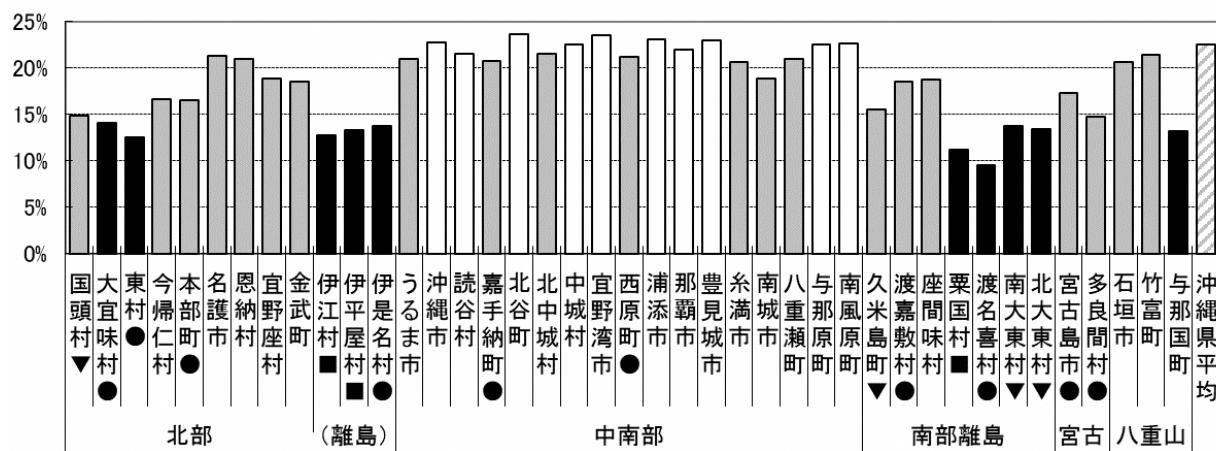


（注）上記の推計値は、平成 22 年（2010 年）～27 年（2015 年）の傾向が今後も続くと仮定した場合の見通しであり、施策の効果は考慮されていない。

（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」

1

図表 25 15~49 歳の女性人口比率 (2015 年)



2

(注 1) 市町村名の下に ■ ● ▼のある市町村は平成 22 年 (2010 年) から平成 27 年 (2015 年) にかけて人口が減少している市町村。 (■ : 人口減少率 10% 以上, ● : 同は 5 ~ 10% 未満, ▼ : 同 5 % 未満)

(注 2) 値の大きな上位 10 市町村を「白」、下位 10 市町村を「黒」、その他の市町村を「灰色」とした。

(資料) 総務省「国勢調査」

7

8

9

1 第3章 沖縄が目指すべき社会等

2 1 人口減少社会の影響

- ◎このまま出生数が減少していくと、将来、沖縄県も人口減少社会となり、望ましくない状況を招くおそれがある。
- ◎出生数が減っていくと、子どもがいない、兄弟姉妹がいないことが「当たり前」の社会となり、少子化が一気に進行してしまうことも懸念される。
- ◎急激に人口減少が進むと、社会保障をはじめとする社会システムの維持が困難となり、現役世代への負担増加が更なる出生率の低下を招くことにもつながる。
- ◎人口が減ると、地域社会を支える活動の担い手が減少する。離島などの一部町村では、地域社会の崩壊につながることも懸念される。

3
4 人口減少社会は、以下のような望ましくない状況を招くと考えられることから、これ
5 を回避することが重要である。
6

7 (子どものいる幸せ、兄弟姉妹のいる幸せを感じられない社会となるおそれ)

8 成長過程における子ども同士のふれあいを通じて、子どもの社会性が育まれる。しかし、子どもの数が減少し、子ども同士のふれあいの機会が少なくなると、子ども自身の
9 健やかな成長に影響を及ぼすことも考えられる。

10 兄弟姉妹の数が少なくなると、児童期・青年期に乳幼児と接する機会がなくなり、「次
11 代の親」となるべき世代の有配偶率や有配偶出生率の低下につながる。子どもがいない、
12 兄弟姉妹がいないことが「当たり前」の社会では、子どものいる幸せ、兄弟姉妹のいる
13 幸せを感じられない社会になり、子育てに伴う負担感のみが強調されることによって、
14 少子化が一気に進行することも懸念される。

15 兄弟姉妹の数が少くなると、児童期・青年期に乳幼児と接する機会がなくなり、「次
16 代の親」となるべき世代の有配偶率や有配偶出生率の低下につながる。子どもがいない、
17 兄弟姉妹がいないことが「当たり前」の社会では、子どものいる幸せ、兄弟姉妹のいる
18 幸せを感じられない社会になり、子育てに伴う負担感のみが強調されることによって、
19 少子化が一気に進行することも懸念される。

20 (社会保障システムの維持が困難となるおそれ)

21 高齢者の増加によって年金給付や医療、介護に必要な費用は年々増加している。こう
22 した社会保障システムを支える現役世代の人口及び総人口に占める現役世代の比率が
23 低下していくと、現行の枠組みで社会保障制度を維持することが困難となることも懸念
24 される。

25 社会保障システムを維持するために、現役世代の負担がさらに増加すると、結婚や子
26 育てに必要な費用を負担することが困難となる若者が増加し、有配偶率、有配偶出生率
27 の更なる低下を招きかねない。

1 **(地域社会の維持が困難となるおそれ)**

2 人口減少は、地域社会の活力低下につながりやすい。特に、地域社会における防犯、
3 消防、伝統・文化の継承など生活の様々な面での支え合いや共同性は、地域の住民がこ
4 れを担っている。しかし、人口減少が進む地域では、こうした地域社会を支える活動を
5 維持することが困難となり、地域社会の崩壊につながることも懸念される。

6 特に、高等学校がない小規模離島では、中学校卒業後、進学・就職で島外へと転出した
7 若者の多くが、就労の場が少ないとことなどのために、出身の島に戻ってこないことも
8 多い。また、病院・介護施設が少ないとことなどから、医療・福祉サービスを利用するた
9 めに高齢者や妊産婦等が島外に転出せざるを得ない状況となっている。こうした人口流
10 出に伴う人口減少によって、地域活力の低下が懸念されている。

11

12 **2 沖縄が目指すべき社会**

13 目指すべき社会の実現にあたっては、地域における「しごと」が「ひと」を呼び、「ひ
14 と」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」
15 に活力を取り戻すことが重要であり、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取
16 り組むとともに、「沖縄県 SDGs 推進方針」を踏まえて、活力ある持続可能な沖縄の発展
17 の実現を目指すことが必要である。

- 18
- 19 ◎活力ある持続可能な社会を実現するため、安心して結婚し、出産・子育てができる
20 社会を目指す。
21 ◎国内外からさらに多くの移住者等を受け入れ、世界に開かれた活力ある社会を目指す。
22 ◎既に人口減少が始まっている離島・過疎地域を含めた県全域で個性を活かした活
23 力ある維持可能な社会を目指す。

24

25 前述したような人口減少社会の影響を避け、以下に示す活力ある持続可能な社会を目
26 指すことが重要である。

27

28 **(安心して結婚し出産・子育てができる社会)**

29 結婚や出産は、個人の自主的な選択によるものであるが、活力ある持続可能な社会を
30 実現するためには、結婚や出産を望む人々が、安心して結婚し、出産・子育てができる
31 社会をつくることが不可欠である。

32 このため、家庭・地域社会での生活から職場での働き方に至るまで、社会のあらゆる
33 面で、結婚や出産・子育てを歓迎する環境が整えられなければならない。

34 安心して結婚し出産・子育てをするための様々な支援が充実することにより、これまで
35 結婚や出産を望みながらもそれを実現することができなかつた人々が結婚、出産を選

1 択できるようになれば、本県の出生数は大きく増加する。また、女性が社会で活躍しながらも家庭、地域、職場で多くの人々に支えられながら出産、子育てをすることができるようになれば、出産、子育てを望む人々はさらに増えていく。このように、沖縄は、結婚、出産・子育てを取り巻く環境が全国で最も優れた地域となることを目指す。

6 (世界に開かれた活力ある社会)

7 本県経済は現在、国内・海外航空路線の拡充などによる国内外の観光客の増加、雇用対策等の取組強化などにより、就業者数が増加するなど見通しは明るい。

9 グローバル化が進展し、アジアをはじめとする世界とのつながりがますます強まっていく中で、世界に開かれた沖縄は、日本経済がアジアの活力を取り込むための橋頭堡となることを目指す。

12 また、自然増減が依然としてプラスであることに加え、これまでにも、沖縄の気候や自然、文化に魅力を感じ、沖縄での生活にあこがれを抱く多くの人々が沖縄に移住している。

15 さらに、結婚、出産・子育てをする環境において、沖縄が全国で最も優れた地域となり、恵まれた環境で出産・子育てをするために沖縄を選ぶ人々が増えれば、沖縄への移住者（移住希望者）やUターン者は大きく増加することとなる。

18 沖縄県民は、歴史的にも、また県民性としても、多様な文化を受容する特性を有している。国内はもちろん、県系2世、3世が多く暮らす南米をはじめ海外の様々な国々から、沖縄への移住者が増えるにつれて、移住者のもつ異文化に対する沖縄社会の受容性はますます高まっていく。異文化との交流を沖縄社会の文化、経済の発展に生かせるまでに社会が成熟することで、沖縄が世界に開かれた活力ある地域となることを目指す。

24 (個性を活かした持続可能な社会)

25 本県は、亜熱帯地域に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に、
26 沖縄本島を除いて37の有人離島を含む大小160の島々が散在しており、自然、歴史、
27 伝統、文化、産業など様々な側面において、他県に例を見ない多様性に彩られている。

28 また、本島北部地域が有する豊富な森林資源や美しい自然海岸、中南部地域に集積する産業・都市基盤、宮古・八重山地域の広大な海域や特色ある文化などに見られるように、各地域それぞれが本県の持続的発展のために重要な役割を担っている。

31 さらに、いわゆる国境離島を含む沖縄の離島地域は、日本の領空、領海、排他的經濟水域の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしている。

33 一方で、離島・過疎地域においては、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に起因して様々な分野において課題が残されている。特に小規模離島や過疎地域では、既に人口減少の傾向が見られ、地域の存立基盤に関わる問題が生じることが懸念されている。

36 このような各地域の特色や課題を踏まえ、産業をはじめ都市機能が集積している中南部地域の人口が増えるだけではなく、離島・過疎地域を含む県全域において地域の個性

1 を活かした活力ある持続可能な社会を目指す。

2 また、世代間のバランスがとれることによって、離島・過疎地域においても防犯、消
3 防、伝統・文化の継承など、生活の様々な面での支え合いや共同性の保持が可能となり、
4 地域社会が維持・発展できる社会を目指す。

5

1 3 取組の方向性と各主体に期待される役割

- ◎活力ある持続可能な社会の実現に向けて、「家庭・地域社会」「事業者」「行政（県・市町村）」の相互連携による県民気運の醸成が重要であることから、それぞれが期待される役割を果たすことが求められる。
- ◎結婚、出産、子育てを支え、仕事と両立できる環境づくりのためには、「家庭・地域社会」や「事業者」の理解と協力が不可欠である。
- ◎増加する人口を支える就業の場を創出するためには、「事業者」の努力と、事業者の経営課題解決等に向けた「金融機関」の支援が必要となる。
- ◎「行政」には、県と市町村のそれぞれの役割に応じて目指すべき社会の実現に向けた施策を総合的に推進するとともに、県及び市町村並びに市町村間相互において連携した取組を進めることが求められる。

2

3 (1) 県民気運の醸成

4 我が国における総人口が減少していく中、沖縄を「安心して結婚し出産・子育てができる社会」、「世界に開かれた活力ある社会」及び「個性を活かした持続可能な社会」へと大きく変革させるためには、「家庭・地域社会」「事業者」「行政（県・市町村）」の相互連携により計画の総合的な推進を図ることが不可欠である。

5 このため、経済団体や労働団体、企業、NPO等と連携したシンポジウムの開催による情報発信などを通じて、家庭、地域社会、各職場で活動する多くの県民に働きかけ、社会の変革に向けた全県的な気運醸成を図る。

11

12 (2) 社会全体での協力・応援体制の整備（家庭・地域社会、事業者・金融機関の役割）

13 子育ての不安感や子育て世帯の経済的負担を緩和・軽減するためには、結婚や子育てを応援する県民運動の展開を通して、地域社会や事業者と連携した協力体制を整備することが必要となる。

14 また、県民運動の展開にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に沿って、市町村や関係機関をはじめ、地域における経済団体や労働団体、企業、NPO、県民等、多様な活動主体と連携し、地方創生の更なる実現につなげていくことが必要である。

15 加えて、女性をはじめ、高齢者・障害者等を含めたあらゆる人々の活躍の推進といった観点も踏まえることが期待される。

22 (家庭・地域社会)

23 女性が社会で活躍しつつ、結婚、出産・子育てをしていくためには、男女が相互に協力しながら家庭生活に参画する男女共同参画社会の実現が求められる。

24 また、親が自信を持って家庭で子育てができるよう、地域で子育てを支える拠点の設

置を促進するとともに、さらに身近にいる子育ての経験者・資格保有者等による相談・援助体制づくりが必要である。

さらに、地域社会では、周囲の人々の温かい気遣いや身近で気軽に相談できる人間関係といったソフトの側面と、安心して出かけられるようなまちづくりといったハードの側面の両面から、妊婦や子育て世帯を支える環境が整備されることが必要である。

(事業者・金融機関)

各事業者の職場においては、ワーク・ライフ・バランスが確保できる社会をつくるため、長時間労働を抑制するほか、男女の仕事優先の考え方や働き方の見直し、育児休業制度、事業所内保育施設の整備などを進めることが必要となる。

また、女性の活躍推進の観点から、女性が出産・子育てのために職場を離れても円滑に復帰できるとともに、出産・子育てとキャリア形成を両立できる社会をつくるためには、事業者の理解が不可欠である。

社会の成熟化に伴い、事業者に対しても本来の営利活動に加えて、地域社会を構成する一員として、社会貢献活動や地域づくりに取り組むことが求められている中、子育て世帯を対象に様々な応援サービスを支援するなど、行政と連携・協力した施策を展開するとともに、行政との包括的連携に関する協定に基づき様々な協働事業を実施するなど、妊婦や乳幼児をもつ保護者に配慮したまちづくりを進めていくことが必要である。

また、安心して結婚、出産・子育てができる環境、あるいは、多くの移住者を受け入れることができる環境を整えるためにも、安定した暮らしを支える就業の場が不可欠であり、事業者には、各種産業の発展と新事業の創出を通して、多くの人々に魅力ある就業の場を提供していくことが求められる。

金融機関には、地域の特性、課題を踏まえた金融仲介機能等を發揮することにより、事業者の経営課題解決に向けた取組を支援することが求められる。

事業者の経営課題は多岐にわたり、事業環境、財務状況、そのライフステージ等に応じた多様な支援が求められることから、民間金融と政策金融が連携し、各々の金融機能の特性を発揮することで企業の創業、成長投資、市場開拓、経営改善等の経営課題解決に向けた効果的な支援を行う必要がある。

これらの支援は、「雇用の創出・確保」とともに、企業の生産性・効率性に伴う「雇用の質」の向上にも資することとなる。

また、地域の雇用の安定、確保のために、新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な駐留軍用地の開発等への成長資金やリスクマネーの円滑な資金供給に向けた金融機能の深化、高度化が民間金融、政策金融に求められる。

地方創生を持続的に推進するためには、教育、観光、福祉など様々な分野において、N P Oなど民間が主体となった取組が重要である。このため、住民、地域団体、地域づくりを担う団体など、様々な民間の取組内容等に応じた支援を行い、地方創生に取り組

1 む民間の活動を加速化する。

3 (3) 行政の支援体制の整備

4 沖縄の社会を安心して結婚し出産・子育てができる社会に、また、世界に開かれた活
5 力ある社会に変えていくためには、社会を変える契機となる取組を行政が目に見える形
6 で総合的に実施していくとともに、このような社会を形成する意思を示していくことが
7 必要である。

8 具体的には、これまで行政の施策としては取組が弱かった分野である、結婚に対する
9 支援やU J I ターンの環境整備について、十分な検討を踏まえ、積極的に推進する姿勢
10 に転換するとともに、子育て支援の強化など、安心して結婚し出産・子育てができる社
11 会をつくっていくという明確な姿勢を示すことが重要である。

12 また、「結婚・妊娠・出産・育児」については一貫した支援を行うこと、及び移住に
13 ついては地域の産業振興に結びつけることが重要であることから、このような取組を一
14 体的・効率的に推進していく体制を整備するとともに、活力ある持続可能な社会の実現
15 に資する取組への予算を重点的・効果的に配分する必要がある。

16 さらに、結婚や出産・子育てへの支援や移住者の受入体制の整備については、住民に
17 最も近い基礎自治体である市町村の役割が大きい。しかしながら、財政力の弱い離島・
18 過疎町村等においては、行政サービスの高コスト構造や規模の経済が働きにくくことな
19 ど不利性を有していることから、県全域で個性を活かした活力ある持続可能な社会の
20 実現を図るために、これらへの県の積極的な支援や連携、あるいは市町村間の広域連
21 携の取組も重要である。

22 このため、県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画等を踏まえて、個性を活か
23 した活力ある持続可能な社会の実現に向けた今後の取組の方向性を示し、その実現に向
24 けた施策を総合的に推進するとともに、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）の活用
25 について離島市町村の事業の執行管理を支援するなど、住民のニーズに対応した事業が
26 きめ細かく実施できるよう取り組んでいく。

27 住民に最も近い基礎自治体である市町村においては、子育て環境の充実や移住者の受
28 入体制の整備など、それぞれの地域課題を踏まえた積極的な取組及び県や他市町村との
29 連携による取組を実施するなど、地域の魅力を高めていくことが求められる。

30 また、国においてこれまでの少子化対策に加え、子ども・子育て新制度の導入や少子
31 化危機突破のための緊急対策、成長戦略に基づく様々な取組が検討・実施されているこ
32 とから、県や市町村においては、こうした国の動きと連動した取組を積極的に実施する
33 ことも重要である。

35 なお、結婚、妊娠、出産や居住は、個人の考え方や価値観に関わるものであり、個人
36 の自由な選択が尊重されることは言うまでもないが、施策の展開に当たっては、行政が
37 個人の価値規範に踏み込むことについての議論もあることから、事業の趣旨、内容等を
38 広く県民、マスコミ等にわかりやすく正確に伝えることも重要である。

1
2 加えて、地域における安定した雇用を創出するためには、地域全体の稼ぐ力を高め、
3 地域経済が活性化し、地域経済の好循環を実現することが重要であることから、行政は、
4 経済団体、金融機関等と連携し、雇用の受け皿となる事業者の経営力強化への支援や地
5 域産業の振興に取り組んでいく。

6
7 **(4) 県と市町村との連携及び広域連携の推進**

8 まち・ひと・しごと創生については、国、都道府県、市町村が一体となり、中長期的視
9 点に立って取り組む必要がある。

10 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的
11 な施策の実施に加えて、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模町村への支援を行う
12 ことが期待されている。

13
14 市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近
15 な施策を幅広く実施することに加え、広域観光や都市農村交流など個別の施策における複
16 数市町村間の連携のほか、活力ある経済・生活圏の形成に向け、市町村が相互に役割分担
17 し連携・協力する定住自立圏や連携中枢都市圏等、圏域設定を行った取組など、市町村連
18 携に関する施策に取り組むことが期待されている。

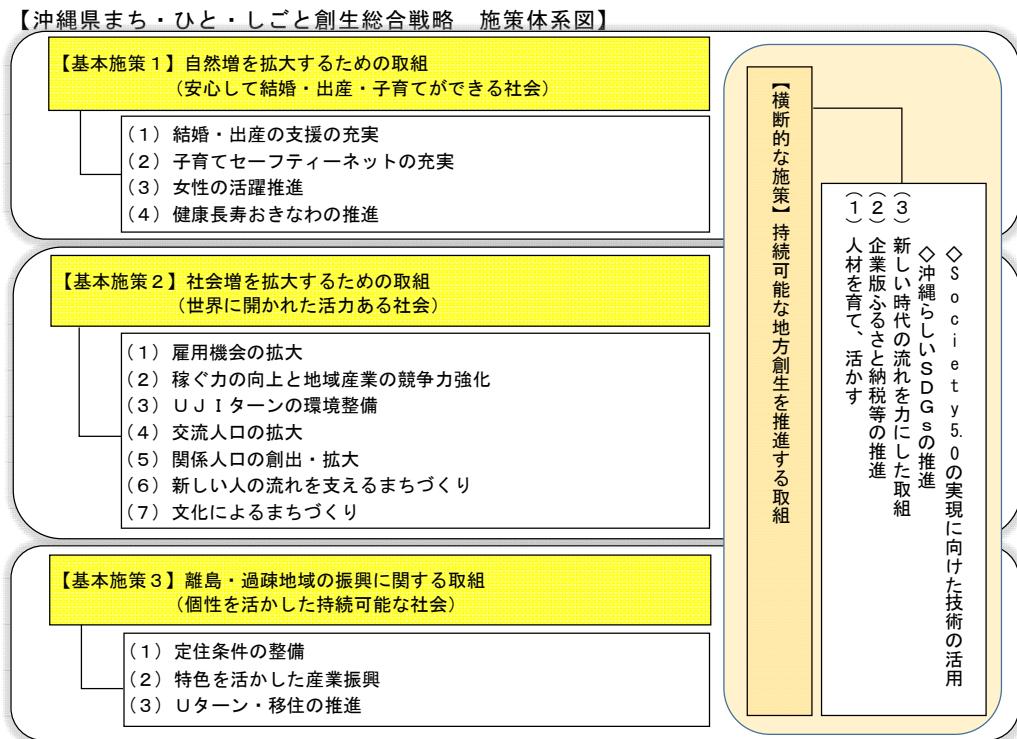
19 本計画の推進にあたっては、都道府県と市町村の役割分担を踏まえ、県と市町村は十分
20 に意見交換を行い連携して取り組むこととする。

21
22

23

第4章 持続可能な社会の実現に向けた施策の展開

本計画における活力ある持続可能な社会の実現に向けた施策の体系は、以下に示すとおりである。

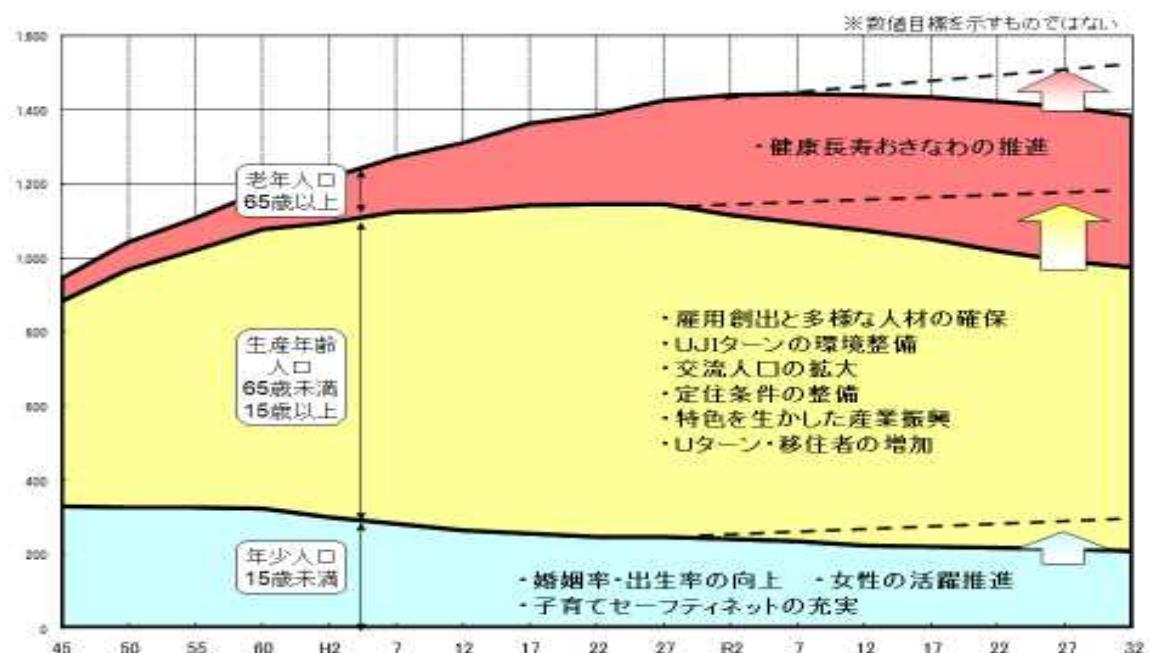


4

各種施策と年齢3区分への主な効果の関係を示すと以下のとおりである。

図表 26 持続可能な社会の実現に向けた施策展開の効果（概念図）

7



8

1 【基本施策 1】 自然増を拡大するための取組

- ◎出生率向上のためには婚姻率の向上が極めて重要であり、結婚を支援するための取組は不可欠である。未婚者に交流や出会いの機会を提供するとともに、結婚に当たっての経済的な負担を軽減するための支援、出会いや結婚の応援・支援に取り組む企業・団体の取組を促進し、社会全体で結婚を応援する機運を醸成する。
- ◎子育て世帯の経済的負担を軽減する施策に取り組むとともに、子どものライフステージに即した切れ目のない支援を総合的に推進する。
- ◎妊娠・出産を支援するための取組として、地域で妊産婦を支える体制を整備するとともに、ハード、ソフトの両面から、妊婦や子育て世帯に配慮したまちづくりを推進する。さらに、職場の協力を得て、彼らが家庭で過ごす時間を確保することも重要である。
- ◎待機児童を解消するため、保育量の拡大を含む保育サービスの充実を図る。認可外保育施設が多い現状を踏まえ、幼児教育・保育の質の向上とこれを担う人材の確保・育成を進める。
- ◎多子世帯における子育て・保育・教育・住居などにかかる費用の負担軽減等に取り組み、支援の充実を図る。
- ◎女性が社会で活躍しつつ、結婚、出産・子育てをしていくためには、長時間労働を抑制し、ワーク・ライフ・バランスが確保できる社会をつくるなければならない。このため、家庭では、仕事と家庭の両立実現に向けた役割分担の見直し、職場では育児休業制度や企業内の保育所の整備などを進めが必要となる。
- ◎生活習慣病の予防対策に取り組むとともに、世代間交流等を通じて、高齢者の社会参加を促進することにより、健康で長生きできる社会の実現を目指す。

2

3 (1) 結婚・出産の支援の充実



4 (未婚者への交流や出会いの機会の提供)

5 国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査で、結婚できない理由として最も
6 多いのが「適当な相手にめぐり会わない」となっていること等を踏まえると、少子化の
7 大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の流れを変えるためには、未婚者の交流や出会いの機会を提供するなど新たな施策に取り組むことが必要である。

8 このため、未婚者に交流や出会いの機会を提供するとともに、主に若い世代に対し、

1 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、
2 その前提となる知識や情報の提供、企業間・異業種交流の促進など、実施地域や実施主
3 体にあった方法の検討を進め、未婚化・晩婚化の対策を推進する。

4

5 **(非正規労働者や新規学卒者への支援)**

6 沖縄県における非正規雇用者の割合は、全国と比較すると高い割合となっている。雇
7 用の不安定さや収入の低さから結婚を躊躇する若者も多い状況等を踏まえ、正規雇用の
8 拡大など雇用の質の改善を図ることで、労働者における安定的な就労や技能等の向上、
9 企業における人材育成・定着・確保を支援し、労働生産性を高め、賃金の上昇に繋げて
10 いく。

11 また、若年者の失業率についても、全国と比べて高いことから、新規学卒者等の就職
12 を支援する。

13

14 **(地域で妊産婦を支える体制の整備)**

15 結婚・妊娠・出産・育児に関わる世帯に対する社会的支援（住居、子育て、教育等に
16 係る支援）を強化する。

17 不妊に悩む夫婦にとって、不妊治療に係る経済的負担、不妊治療に対する不安や仕
18 事と治療の両立などが課題となっている。

19 このため、子どもを望む夫婦が適正な治療等を受けられるよう、不妊専門相談センタ
20 ーにおいて電話及び面接相談を実施し、相談者の不安解消を図るとともに、特定不妊治
21 療費助成事業を実施するなど、精神的、経済的負担の軽減を図る。

22 また、妊娠、出産、思春期等についての女性特有の悩みに対する相談について、女性
23 健康支援センターにおいて気軽に相談できる体制を整備していく。

24 さらに、晩婚化の進行により、不妊や出産に伴うリスクが増加する傾向にあることか
25 ら、「安全な妊娠の勧め」の健康教育事業を充実強化していく。

26

27 本県における低出生体重児の出生率は、全国平均に比べ高い状況にあることを踏まえ、
28 妊婦自身の健康管理に対する意識啓発、指導を強化するとともに、周産期医療体制の充
29 実強化を図る必要がある。

30 このため、妊娠中の望ましい食生活に向け、市町村における母子健康手帳交付時の保
31 健指導の徹底、母親学級や両親学級等妊娠中の禁煙教育、食育に関する取組の強化を支
32 援する。

33 また、周産期保健医療協議会及び周産期医療関係者研修会を開催するとともに、周産
34 期母子医療センターへ支援を行い周産期医療体制の充実強化を図るなど、関係機関の連
35 携の強化を図る。

36

37 核家族化の進行などから、小さな子どもと触れ合う機会を十分に持たないまま親にな
38 るケースが増え、子育てに強い不安や負担感を抱く母親が増加している。

このため、出産後の育児支援等を行うとともに、中学、高校において、保育所、幼稚園等への訪問や幼児ふれあい体験等を通して、子どもを産み育てる大切さを教育する。

なお、本県の 10 歳代の出産の比率は、全国平均に比べ高い状況にある。児童生徒の体格が向上するとともに性的な成熟が早まっている一方、性に対する正しい理解と知識の不足などから、対策が求められている。

このため、思春期保健の取組や性に関する指導の充実を図るとともに、家庭や医療機関、市町村など関係者との連携を強化する。

(2) 子育てセーフティネットの充実



(子どもの貧困対策の推進)

出生率落ち込みの要因の一つに、子どもをもつことの経済的負担があることから、医療費や多子世帯の経済的負担を軽減する必要がある。

このため、医療費については、市町村が実施する子ども医療費助成制度に関して、制度利用に係る手続きの簡素化を進めて保護者の負担軽減を図るほか、対象年齢の拡大についても事業費の動向や効果を見極め、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ検討する。

住宅については、市町村とも連携し、公営住宅の整備及び子育て世帯等の優先的な入居を促進する。

また、事業者等と連携し、協力を得ながら、妊娠婦に配慮したまちづくりや多子世帯を応援する仕組みづくりを推進する。

さらに、子どものライフステージに即し、支援を必要とする子どもの状況に応じた、学習・就労・生活支援などの切れ目のない子どもの貧困対策を総合的に推進する。

(待機児童の解消等)

本県における保育所入所待機児童は、他県と比べて多いことから、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図るなど、安心して子どもを育てることができる体制を整備する必要がある。

このため、市町村と連携し、待機児童対策特別事業や安心こども基金事業を活用した保育所の創設を促進するなど、平成 31 年度（2019 年度）末までに 25,000 人の保育の量を確保し、待機児童の解消を図る。

また、認可外保育施設については、待機児童対策特別事業を活用した認可化移行を促進するとともに、認可外保育施設における児童の処遇及び保育の質の向上を図る。

(多様な保育環境の整備)

核家族化の進行、就労形態の多様化などを背景に、保育についても多様なニーズに対

1 応したサービスが求められている。

2 このため、病児保育事業、延長保育事業等の実施や休日・夜間保育を実施する施設に
3 ついて給付の加算を行う市町村への助成など、安心して子育てができる環境整備の総合
4 的な推進を図る。

5 また、幼稚園や事業所内保育施設等の活用、家庭的保育事業、広域入所など多様なニ
6 ーズに対応した施策を実施する。

7 加えて、男性女性を問わず働く全ての人が仕事と家庭を両立し、協力しながら子育て
8 や家庭生活を送るため、多様な働き方を選択できる労働環境の整備に向けた事業者の理
9 解と、男性の家庭生活への参画が求められる。

10 保育所の設置促進等に伴い保育士が不足しつつあるとの問題が関係者から提起され
11 ていることに加え、保育士の賃金や雇用形態の問題によって定着や就労につながっていない
12 という課題や県内の保育士登録者数に対する県内で就労している保育士数は半数
13 以下という課題がある。

14 このため、潜在保育士（保育業務に従事していない保育士有資格者）に対する研修会
15 や合同説明会を開催するなど、保育士の正規雇用化の促進や給与引き上げ等、処遇改善
16 に向けて一層取り組んでいく。

17 本県の公立幼稚園は、戦後の米軍統治時代の歴史的背景により、小学校に併設され、
18 1年保育が主流であることから、5歳児の公立幼稚園就園率が高い。しかし、幼児教育
19 無償化の流れもあって保護者のニーズに応えた預かり保育や3年保育の実施の更なる
20 拡充が必要である。

21 このため、私立幼稚園における午後の預かり保育等を支援するとともに、公立幼稚園
22 においては「黄金っ子応援プラン」に基づき、預かり保育事業を充実するための支援や
23 入園を希望する全ての満3歳児から5歳児までの幼児教育の促進を図る。

24 本県は、全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く、公的施設活用の割合が低
25 いことから、土地や建物の賃借料負担のため、保育料が他県よりも高くなっている。

26 このため、市町村と連携し、学校の余裕教室や児童館など公的施設の活用を促進する
27 ことで、賃借料の負担を取り除くことにより、利用者の負担軽減を図る。

32 (青少年の健全育成)

33 本県における飲酒や深夜はいかい等の不良行為で補導された少年の数は、全国平均を
34 大きく上回っている。また、小中学校では、基本的生活習慣の確立が図られていない面
35 が見られるほか、規範意識の低下や地域との関わりの希薄化も見られる。

36 このため、有害興業・深夜興業場等へ県青少年保護育成条例の遵守を指導するなど子
37 どもたちの健全育成を阻害する有害環境の浄化を推進するとともに、健やかな青少年を
38 育む地域活動・体験活動の充実やボランティア団体の育成、活動促進を図る。

1 また、いじめ、不登校の防止及び解消に向けて、学校の教育活動全体を通じて、人間
2 としてのあり方や生き方について自覚を深めるとともに、自他の生命を尊重する心の育
3 成を図り、学校とスクールカウンセラー、地域、関係機関等と連携した教育相談体制の
4 更なる充実を図る。

5

6 (ひとり親家庭への支援)

7 本県における離婚率は、全国平均と比べ高い状況にある中、子育てと生計の担い手と
8 いう二重の役割を一人で担っているひとり親家庭等への支援が必要である。

9 このため、ひとり親家庭等の状況に応じた資格取得、技能習得などの就業支援を行う
10とともに、医療費助成等を実施する。

11

12 (3) 女性の活躍推進



13 (女性の社会参画の推進)

14 本県の女性の年齢階級別労働力率をみると、全国と異なり、20歳代後半及び40歳代
15 後半を山、30歳代後半を谷とするいわゆる「M字カーブ」がほとんど見られない。これ
16 は、他県においては子育てが一段落する40歳代に再び労働市場へ参入する傾向であるのに対し、本県では、経済的な理由等により、結婚・子育て時に労働市場から撤退す
17 る女性が少ないためであると考えられる。

18 このため、結婚・出産後も仕事を続ける女性が安心して子供を産み育てられる環境づ
19 くりが重要であり、出産・育児や就業の環境を整えるための各種施策を総合的に実施し
20 て、子育て中の女性等を支援するとともに、女性の社会参画の推進に資する取組に対して
21 支援を行う。

22

23 (ワーク・ライフ・バランスの推進)

24 国において育児・介護休業制度についての法整備等が進められているが、職場によつ
25 ては育児休業、介護休業等を取得しづらい雰囲気があることや育児をしながらの就業が
26 困難な環境がまだあることが指摘されている。

27 また、女性が出産、育児等の事情によりいったん離職し、子育てを終えた段階で再就
28 職を望んでも、希望にあった仕事に就くことが難しい状況にあることから、離職中の適
29 切な情報提供や職業訓練等の支援を行う必要がある。

30 このため、企業をはじめ労働者及び県民に対して、長時間労働の抑制など仕事優先の
31 考え方や働き方の見直し、育児とキャリア形成との両立は可能であることなど、仕事と
32 生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や仕事と生活を高い次元で統合し双方の充実
33 を求めること（ワーク・ライフ・インテグレーション）の重要性についての意識啓発を
34 図る。

35 また、民間企業等を対象に、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための「一般事
36 業主行動計画」の策定等を働きかけるほか、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り
37 組む企業については、企業認証制度によって社会的評価を高め、更なる普及拡大を図る
38

とともに、先進的な両立支援事例の情報発信などにより、労働者の多様な働き方を促進する。

(女性の就業促進)

働く意思を持つすべての女性の就業及び就業継続を推進するため、民間企業等に対し、就業継続に向けた課題の把握及び対策の実施について支援を行うなど、働きやすい環境づくりを促進する。

また、女性就業・労働相談センターにおける就業相談、講座の提供や、県立職業能力開発校における女性の再就職のための多様な職業訓練を実施するほか、ハローワークに設置された女性支援窓口と連携し、仕事と子育てを両立しながら働くことを希望する女性に対する就業支援を行うなど、女性の職業能力開発に取り組む。

さらに、就労家庭の保育環境の向上に加えて、待機児童の解消を図るため、事業所内保育施設の設置を促進する。

(男性の育児参加の推進)

結婚・出産後も仕事を続けたい女性が増加している中、安心して子どもを産める環境を整えるためには、男性の家事、育児等への参画が課題である。

このため、育児休業を取得した男性の体験談等を県の広報誌において紹介するなど、従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参加することの重要性を普及・啓発する。

(4) 健康長寿おきなわの推進



(生活習慣病の予防対策)

本県における平均寿命は、男女ともに伸びているものの、伸び率が全国に比べて低くなってしまっており、全国順位は低下している。他府県より死亡率が高い青壮年期の健康意識の向上を図る必要がある。

このため、県が全庁的に組織する「健康長寿おきなわ復活推進本部」を発足させ、2040年までに平均寿命日本一復活を目指し、以下の3項目を柱に、部局横断的に施策を推進する。

①運動しやすい日常環境づくり（道路・公園・海岸の整備、公共交通機関の利用促進など）

②栄養バランスのよい食事（県産食材の活用促進、レシピの普及など）

③一人ひとりの健康管理の支援（実践的な教材・情報の提供、介護予防など）

また、施策の実施に当たっては、市町村や各種団体などを含めた県民会議を設置し、官民一体となった取組を推進する。

本県においては、壮年期での肝疾患、脳血管疾患、心疾患等、生活習慣病による死亡率が高いことなどから、青壮年期における生活習慣病をいかに減少させるかが課題と

1 なっている。

2 このため、特定健診・がん検診受診率の向上、肥満率の減少、多量飲酒対策など、生
3 活習慣病の予防対策に重点的に取り組む。

4 また、民間事業者の協力を得て、栄養成分を表示したヘルシーメニューを提供する飲
5 食店を増やすとともに、そのメニュー及び食に関わる健康情報の広報・普及活動に取り
6 組む。

7 さらに、島野菜を中心とした県産野菜には機能性の高いものも多いことから、地産地
8 消を推進する中で県産野菜の安定供給とともに消費拡大に取り組む。

9

10 (受動喫煙防止に向けた取組等)

11 喫煙による健康への影響については、喫煙者本人のがん、循環器疾患、呼吸器疾患等
12 の原因になるほか、周囲の非喫煙者に対する受動喫煙による健康影響も指摘されている。

13 このため、喫煙・受動喫煙の健康影響について、地域、学校等と連携し、正しい知識
14 を普及啓発するとともに、公共施設等における受動喫煙の防止に関する条例の検討を含
15 め、効果的な対策や施策を推進する。

16

17 (高齢者の社会参加促進)

18 老年人口が増加する中、高齢期においても健やかで自分らしくいきいきと暮らしていく
19 ためには、壮年期からの健康づくりや、介護予防事業の積極的な実施とともに、日常
20 的な人や地域とのつながりを大切にする中で高齢者の社会参加を促し、働く意欲と能力
21 に応じた多様な就業機会を設けることが重要である。

22 このため、老人クラブ活動等、高齢者の自主的な取組の活性化・拡充など社会活動の
23 場や機会の充実に向けた取組を一層推進する。

24 また、地域において保健・医療サービスと介護予防関連サービスが有機的に組み合わ
25 されて健康づくりが効果的に進められるよう取り組むとともに、要支援・要介護状態に
26 なるおそれが高い高齢者の把握に努め、介護予防事業への参加を啓発する。

27 さらに、運動器症候群（ロコモティブシンドローム）の予防と改善に有効なロコモー
28 ショントレーニング（足腰の筋力強化とバランス力の強化）の普及に努めるとともに、
29 関係機関と連携して、スポーツを通した世代間交流による地域の活性化や住民の健康増
30 進に取り組む。

31 加えて、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高
32 齢者の雇用確保への取組を進めるとともに、シルバー人材センターの設置を促進し、臨
33 時的・短期的な就業の場の提供等を進めるなど、高齢者の生きがいの充実や社会参加の
34 促進に向けて取り組む。

35

36 (自殺対策の推進)

37 本県の自殺者数は、うつ病等の健康問題、家庭問題、経済生活問題の順で多くなって
38 おり、平成 10 年（1998 年）以降は、300 人を超える状況であったが、平成 24 年（2012

1 年)に300人を割るなど自殺予防に関する事業の実施により、一定の効果が見られる。
2 しかし、依然として多くの方が自殺で亡くなっている状況があることから、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との連携のもと、地域における自殺対策を強化する必要がある。
3

4 このため、自殺対策を横断的に進める観点から、民間団体等で構成する県自殺対策連
5 絡協議会等を設けて連携して取り組むとともに、地域自殺対策強化交付金を活用し、自
6 殺予防のための行動を促す普及啓発事業及び専門家を活用した相談支援事業等に取り
7 組む。
8

9

10

1 【基本施策 2】 社会増を拡大するための取組

- ◎安心して結婚、出産したり、島外・県外へ進学・就職した若者が、地元に魅力を感じながら、その経験を生かすために戻ってくるためには、安定した雇用が重要となる。このため、地場産業の振興や企業誘致等の取組を通じて、新たな産業の創出を進めるとともに、雇用の場の創出及び雇用環境の抜本的な改善を図ることが必要である。
- ◎移住者を増加させるためには、県外居住者に向けた情報発信、情報提供が必要となる。また、住居や就業の確保が大きな問題となっているため、住居確保や就業を支援することが重要である。さらに、移住者の定着に向けては、移住者と地域住民との相互理解を促進するための仕組みづくりも求められる。
- ◎移住者の受入には基礎自治体である市町村の協力が不可欠であることから、積極的に取り組む市町村を支援していくことも必要となる。
- ◎沖縄への移住に関心をもつ人々を増やすためには、観光客や二地域居住者といった交流人口の増加に取り組むとともに、沖縄への来訪者に向けて県内居住を促す情報の発信・提供を行うことが必要である。
- ◎移住の促進に併せ、将来的な移住にもつながるよう、定住に至らないものの、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組む必要がある。
- ◎活力ある持続可能な社会の実現に向けた取組と併せて、新しい人の流れを支えるまちづくりが求められる。
- ◎豊かな沖縄文化を活かした地域活性化を図るため、沖縄文化の魅力発信、景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。

2

3 (1) 雇用機会の拡大



4 (地場産業やリーディング産業の育成)

5 本県の社会増減が本土の景気の状況に左右されていることや、離島において島外に進
6 学・就職した若者が出身の島での就労の場が少ないため戻ってこないことなどから、雇
7 用機会の拡大と、人材の育成・確保、雇用環境の抜本的な改善を図る必要がある。

8 このため、既存の地場産業の振興を図るほか、大学等との連携による特色を生かした
9 産業の創出に取り組むとともに、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の更なる発展
10 により、雇用の場を確保・創出し、社会増加につなげる。

11 (雇用環境の改善)

12 本県の課題である雇用の場の創出、ミスマッチ対策、若年者の就業意識の向上を図る
13 ため、県民一体となった「みんなでグッジョブ運動」の推進、若年者等に対する職業訓

1 練の実施、企業における若年従業員の定着促進への取組支援等、本県の雇用環境の抜本
2 的な改善に向けて取り組む。

3 また、高齢者と若年者のペア就労によるスキルの継承に取り組む企業の支援や、従業
4 員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる人材育成に優れ
5 た企業を県が認証することにより、企業に積極的な人材育成の取組を促し、雇用の質の
6 改善を図る。

7 さらに、人材の確保・定着の観点から、労働関係法令の遵守や企業における仕事と生
8 活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図り、従業員が働きやすい職場環境づ
9 くりの支援に取り組む。

11 (障害者の雇用促進)

12 本県における障害者実雇用率は、全国よりも高く雇用障害者数も着実に増加している。
13 一方で、法定雇用率の未達成企業は約4割を占めるなど障害者を取り巻く雇用環境は厳
14 しく、新規求職者数も年々増加しており、多くの障害者が職を求めている。

15 このため、障害者就業・生活支援センターにおける新規雇用の拡大や定着支援など、
16 県、市町村において障害者雇用を促進する。

17 また、ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就労・生活支援センターなど
18 関係機関と連携し、障害者雇用率制度の普及啓発活動、障害者や企業への相談支援体制
19 の整備、企業の取組を支援するなど、障害者の働きやすい環境づくりを推進する。

20 一般就労が困難な障害者については、その就労意欲が尊重され、就労に必要な知識や
21 技術の習得がなされるよう、サービス事業者の支援体制の向上に努め、福祉的就労の充
22 実を図るとともに、福祉施設における雇用の拡大及び工賃の向上を促進する。

24 (2) 稼ぐ力の向上と地域産業の競争力強化



25 (地域の効率的な経済循環)

26 地域経済の活性化のためには、産業構造や地域特性を踏まえた産業の振興が必要であ
27 る。また、域内マーケットに依存する沖縄経済においては、人口減少が県内の産業構造
28 に大きな影響を及ぼすと予想されることから、その影響や課題等についても分析し、経
29 済成長や生活環境を維持していくための取組を行う必要がある。

30 このため、豊かな自然、観光資源、文化など地域の特色ある資源を最大限に活かし、
31 地域の稼ぐ力を強化するとともに、地域内で消費する商品やサービス等は県内で調達で
32 きるようにするなど、経済循環を高める施策を展開することで、離島・過疎地域を含む
33 県内の地域産業の活性化を図る。

34 本県の一人当たり県民所得の低さについては、労働生産性の低さがその要因の一つと
35 指摘されている。この点については、全国的にも労働生産性が低い卸売・小売業や宿泊・
36 飲食サービス業等への依存度が高い本県の就業構造が影響している側面があるものの、
37 生産性の向上をいかに図っていくかも豊かな住民生活の実現に向けた課題である。

このため、県内企業の経営革新や技術力の強化、IT化の促進など労働生産性の向上に取り組むとともに、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横断的なマーケティング力を強化するなど「企業の稼ぐ力」に資する取組を積極的に推進していく。特に、県内の全事業所の約99%を占める中小企業は域内産業の担い手であり、本県の生産性向上のためには、中小企業の生産性の向上を図ることが重要である。

さらに、様々な業種において、地域間や職種間、労働条件などから雇用のミスマッチが発生していることに加え、県経済の拡大等に伴う求人人数の増加により、人手不足が顕著になっていることから、AIやIoT等の新技術の活用や多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇改善に向けた取組を強化する必要がある。

(新事業・新産業の創出)

本県が比較優位を発揮できる臨空・臨港型産業の育成や沖縄科学技術大学院大学等を核とした産学官連携による新事業・新産業の創出、農林水産業分野における新たな技術の開発、海洋資源の開発に係る取組等により、地域産業の競争力強化を図る。

(中小企業の経営基盤の強化)

近年の各種調査等により、本県の中小企業等をめぐる課題として指摘されている低い労働生産性や、後継者不在率の高さに起因する事業承継の問題など個別課題への対策をはじめ、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県中小企業の振興に関する条例に基づき、産業・金融業界で構成する沖縄県中小企業振興会議における中小企業支援計画の策定、沖縄県産業振興公社、商工会及び商工会議所などの支援機関における中小企業の支援、県融資制度の活用等の取組に加え、従業員の正規雇用化や企業内人材育成等の雇用環境の改善に取り組む企業の支援を行う。

(情報通信関連産業の高度化・多様化)

本県の情報通信関連産業は、一定の企業集積が図られているものの、下請け中心の受注型ビジネスが多く、経済産業省の「平成25年度特定サービス業実態調査」によると、従業員1人あたりの年間売上高が全国平均の5割弱となっている。同産業が一層の発展を遂げるためには、他産業との連携による新たな価値の創造と、これを支える人材の高度化・多様化が重要である。

このため、生産性の向上、他産業への波及効果や更なる雇用創出に繋がる取組の展開、幅広いIT人材の育成・確保に取り組む。

(ベンチャー企業支援及び創業支援)

地域における新たなビジネスの創出に向け、創業予定者への創業前後の継続的支援、地域の支援機関と連携したベンチャー企業の自立的成長の支援や投資家等とのマッチング支援の取組に加え、創業やベンチャー企業向けに、県融資制度を活用した金融支援を実施する。また、民間金融及び政策金融と連携し、支援に向けた取組を推進する。

1
2 **(外国企業の沖縄への投資促進)**

3 外国企業の直接投資を促進するためには、沖縄のビジネス環境等を海外に広く発信し、
4 外国企業の関心を高めていく必要がある。

5 このため、海外での企業誘致セミナーの開催や、民間団体等が主催する各種展示会等
6 での積極的なプロモーションを展開するとともに、県内企業と外国企業のビジネスマッ
7 チングを促進し、外国企業の投資を呼び込む取組を展開する。

8
9 **(外国人材の活用促進)**

10 外国人材の活用に向けては、高度外国人材等の受入れを推進するとともに、観光、農
11 業、介護等の分野において、新たな在留資格「特定技能」制度の活用を促進する。

12
13 **(果樹産業の振興)**

14 果樹産業の振興を図るため、気候変動に対応した果樹品種及び生産技術の開発と果実
15 加工品開発など付加価値向上技術を組合せ、生産から流通・加工までの一貫した沖縄型
16 果樹産業支援技術を開発する。

17
18 **(3) U J I ターンの環境整備**



19 **(市町村との連携強化)**

20 移住者の受入にあたっては、地域の文化や習慣に対する認識不足などから、移住者と
21 地域住民との間に軋轢が生じることも想定されることから、地域に調和した移住と定着
22 を実現するための環境整備が必要である。

23 このため、移住者受入に取り組む市町村と、問題や課題を共有するとともに、市町村
24 の創意工夫を支援するため、協議会を設置して県と市町村間の連携を強化する。

25
26 **(事前情報の発信)**

27 移住相談ワンストップ窓口の設置、定住促進住宅の整備、空き家登録、移住者と地域
28 住民をつなぐ人材の育成等、先進取組事例について情報交換を行う。

29 さらに、県外都市部において移住フェアを開催するなど、移住する際の注意点や地域
30 の習慣等に関する事前情報を積極的に発信する。

31
32 **(U J I ターンの環境整備)**

33 U J I ターンの環境整備に当たっては、就労の場や住居の確保を図るとともに、特に
34 子育て世帯にとっては教育の環境等を含めた、生活環境の基盤整備を図る必要がある。

35 就労の場については、「移住者アンケート」によると、仕事に関する不安、生活費に
36 に関する不安が多い。また、県内には仕事が少ない、賃金が低いなどの指摘がある。

37 このため、雇用情勢の改善に向けて産業振興や企業誘致等により雇用の場を確保する

1 とともに、若年者の不安定雇用の改善に向けて各種施策を推進する。

2 また、中小零細企業向けの融資制度や農業の6次産業化への支援等により、起業支援
3 等を行うとともに、中長期的な新規就農への支援など就農環境の整備を推進する。

4 さらに、県外居住者への県内求人情報の提供を支援するとともに、首都圏等の大学生
5 でUターンを希望する学生の相談窓口の設置を検討する。

6 (空き家対策の推進)

7 住居については、「移住者アンケート」によると、県内在住保証人の必要性など賃貸
8 契約に関する情報の不足や家賃が高いなどの指摘がある。

9 このため、県内の住宅事情に関する情報提供や公営住宅への優先入居枠の設置等を促
10 進する。

11 また、空家等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした「空家等対策の推
12 進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に基づき、空き家対策を推進する市
13 町村に対する援助に努めるとともに、空き家の利活用、古民家再生など中古住宅流通を
14 推進する。

15 (児童生徒の学習環境の整備)

16 教育については、本県の児童生徒の学力は、全国学力・学習状況調査の教科結果にお
17 いて、小学校は全国水準に達しているが、中学校は全国平均との差を縮めているものの、
18 依然として最下位であり、課題となっている。

19 このため、各教科等において基礎的な知識・技能をしっかりと習得させるとともに、観
20 察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動の充実に努め
21 る。具体的には、関係機関の連携のもと、教育課程の充実、わかる授業の構築、キャリ
22 ア教育の充実などの取組を推進する。

23 また、家庭教育を地域で支援し、家庭・地域の教育機能を充実させるため、基本的な
24 生活習慣の確立や規範意識の向上など家庭教育の必要性・重要性の周知を図り、県民総
25 ぐるみで家庭教育に取り組む教育環境を整えていく。

26 さらに、学校や家庭、地域、事業所及び行政が連携・協働した取組や地域資源を生か
27 した教育活動を進めることにより、地域を担う人材の育成に繋がるキャリア教育や地域
28 に誇りを持つ教育を推進する。

29 (多文化共生型社会の構築)

30 海外からの移住者へのヒアリングによると、ペルーやアルゼンチンなど南米からの移
31 住者にとって、給与の面では本土での仕事に及ばないものの、住居や文化等の面では
32 沖縄県系人とのつながりなどにより、比較的支障なく馴染んでいる。一方で、語学力を
33 活用できる受け皿づくりやホームページ等の多言語表示の要望があった。

34 また、沖縄県民は、琉球王国以来、世界の架け橋を目指した国際性があり、さらに、
35 親和性、寛容性、おおらかさや「ユイマール」に見られるような相互扶助を尊重する精

1 神を有しており、これらの価値観は外国人との共生社会を目指す上で、有利に働くもの
2 と期待される。

3 このため、世界に開かれた交流と共生の島を目指し、在沖外国人の沖縄での生活に関する各種相談業務等の実施や多言語の案内表記の整備を促進するなど、県民と外国人とが共生する多文化共生型社会を構築するとともに、次世代の沖縄の発展を担う児童生徒がグローバルな視野に立ち、国際社会へチャレンジしていく環境を整備するため、多言語教育の充実、実践的なコミュニケーション能力の向上等を推進する。

(4) 交流人口の拡大



(観光の振興)

11 観光客や二地域居住者といった交流人口の拡大は、関連する産業の発展を通じた県内の雇用の場の創出・確保に加え、本県の魅力を知ってもらうことにより将来の定住につながる可能性を高めることから、活力ある持続可能な社会の実現の観点からも重要である。

15 このため、豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドの形成や、スポーツの交流を通じた「アジア、世界に開かれたスポーツアイランド沖縄」の形成、歴史、文化など多様で魅力ある資源を活用した独自の観光プログラムの展開等により、世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立するとともに、快適な観光地としての観光客の受入体制の整備や、安全に安心して滞在することができるための治安の確保等により、世界水準の観光リゾート地の形成を目指すなど、観光の振興を図る。

(多様な住まいニーズへの対応)

23 交流居住や二地域居住など都心部からの居住者の多様なニーズに応じた住宅提供を図れるよう、空き家等の既存ストックの利活用を促進するとともに、移住者や長期滞在者を受け入れるための環境整備の構築を図る。

(周辺地域との交流拡大)

28 地理、自然、歴史、文化などの繋がりが深く、県域を越えて各分野で交流が行われている奄美群島等の周辺地域との交流拡大のための環境整備を図る。

(農山村漁村と都市住民との交流)

32 農山漁村においては、担い手の高齢化、後継者不足等により、地域の活力低下が懸念され、農村環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも、地域リーダーの育成・確保が課題となっている。

35 このため、観光関連産業と農林水産業との連携を図り、都市住民との交流による農林水産業・農山漁村への理解を促進し、農山漁村情報の発信・提供を進めるとともに、グリーン・ツーリズム活動組織等を育成支援する。具体的には、「沖縄、ふるさと百選」の認定、農産物直売所や体験農園の整備、森林インストラクター等の育成、体験漁業や

1 研修会の実施など、交流による農山漁村の活性化を図る。

2 また、農山漁村地域の活性化を図るため、「組織づくり、人づくり、ものづくり」の
3 視点から各施策を展開し、地域住民による主体的なグリーン・ツーリズムの取り組みを
4 支援する。

5

6 (5) 関係人口の創出・拡大



7 地域への関心や地域との関わりを深めることによる縁が移住の裾野拡大に向けて重
8 要であることから、移住の促進に併せ、定住に至らないものの、地域に継続的に多様な
9 形で関わる関係人口の創出・拡大に向け取り組む必要があるほか、各地域の県人会など
10 ウチナーネットワークを活用した企業版ふるさと納税等に取り組む必要がある。

11 このため、都市部の若者などが一定期間、地域に滞在しながら働き、暮らし体験、地
12 域住民との交流等を行うワーキングホリデーなどに取り組む。

13 また、モニターツアーの手法により、地域の特徴を活かした体験プログラムや住民と
14 の交流等により、他地域への理解を深める取組を実施する。

15 加えて、県人会・郷友会などと連携して沖縄と企業の連携を強化し、企業版ふるさと
16 納税を活用した企業からの沖縄への寄附等により、沖縄への資金の流れを作るとともに、
17 新しい人の流れを作ることに取り組む。

18 特に、離島・過疎地域については、将来的な移住にもつながるよう、各地域がもつ魅
19 力を活かした取組を推進する。

20

21 (6) 新しい人の流れを支えるまちづくり



22 (駐留軍用地の跡地利用推進)

23 社会増の拡大に向けた取組と併せて、活力ある持続可能なまちづくりが必要であるこ
24 とから、駐留軍用地の跡地利用推進や中心市街地等の活性化、沖縄への新しい人の流れ
25 をつくるための政府機関の誘致等に取り組む。

26 今後返還が予定される嘉手納飛行場より南の6施設は、沖縄の新たな発展のための貴
27 重な空間であり、有効かつ適切な利用を推進し、沖縄の均衡ある発展につなげていく必
28 要がある。

29 特に、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、宜野湾市、
30 琉球大学等の関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を核とした沖縄
31 健康医療拠点の形成に向けて取り組む。

32

33 (中心市街地の活性化)

34 地域住民等の生活や交流の拠点である商店街・中心市街地の活性化を図るため、市町
35 村や商店街による計画的かつ継続的な取組を支援するとともに、市街地再開発事業の推
36 進により、市街地における防災機能の改善、土地の合理的かつ健全な高度利用化を図る。

1 **(政府関係機関の誘致)**

2 地方への新しいひとの流れをつくる観点から検討が行われている政府関係機関の地
3 方移転について、沖縄県の優位性と潜在力を生かし、沖縄振興ひいては我が国の発展に
4 も資する政府関係機関の誘致を積極的に進める。

5

6 **(日本版C C R Cの推進)**

7 高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点から、国において検討が進められて
8 いる「日本版C C R C」について、各種データの分析及び日本版C C R C構想有識者会
9 議における検討結果や県内市町村の意向など、必要な情報収集を行う。

10

11 **(小さな拠点づくり)**

12 住民の生活に必要な生活サービス機能を維持し、住み慣れた地域に住み続けたいとい
13 う住民の生活を支えるため、生活圏内の機能・サービスを集約した「小さな拠点」づ
14 くりや、その周辺集落間をつなぐネットワークコミュニティの構築等について、市町村
15 の取組を支援する。

16

17 **(社会インフラの機能維持)**

18 社会・経済活動の基盤となるインフラの機能維持のため、メンテナンスサイクルの構
19 築や長寿命化計画の策定促進等、戦略的な維持管理・更新等を推進する。

20

21 **(7) 文化によるまちづくり**



22 **(文化の振興・活用)**

23 多様で豊かな沖縄文化を保存・普及・継承し、その活動を支えることは、県民一人ひ
24 とりが沖縄への愛着と誇りを再認識するとともに、ゆとりと安らぎのある暮らしを実現
25 できる社会の形成につながる。

26 また、豊かな沖縄文化は、地域の活力を生むものであり、これを活かした地域活性化
27 を図るとともに、海外からの観光客の増加も見据え、国内外に発信していくことが重要
28 である。

29 このため、景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくり、沖縄文化の魅力發
30 信を推進する。

31

32 **(首里城の復興)**

33 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界文化遺産に登録された首里城につい
34 ては、首里城正殿を含む建物8棟や、保存されていた文化財が焼損し、観光産業をはじ
35 めとする地域経済への影響も懸念されている。

36 首里城は、琉球王国の象徴であり沖縄県民の誇りであるとともに、その歴史は琉球王
37 国の歴史、まさしく万国津梁（世界の架け橋）として独自の文化を築いてきた歴史その

1 ものであり、先人達が知恵を結集し、心を一つに復元してきた首里城を再び蘇らせる必
2 要がある。

3 このため、首里城の1日も早い復旧・復興に向けて、国や市町村、関係団体と連携し、
4 積極的な取組を推進する。

5

1 【基本施策 3】離島・過疎地域の振興に関する取組

- ◎離島・過疎地域の人口減少の背景には、定住の条件となる生活基盤が十分に整っていないことが挙げられる。このため、医療施設を含む各種生活基盤の整備を進めるとともに、他地域との連携によって不足する機能を補う体制の整備などを進める必要がある。
- ◎離島・過疎地域の市町村にある地域資源を活用した地域産品の生産・流通を拡大するほか、観光関連産業の創出に取り組む必要がある。
- ◎離島・過疎地域の出身者のUターンを促進するためには、Uターン時の住居や就業機会の提供などが必要となる。移住者の定着を促進するためには、移住前後のサポートが求められるが、中でも、移住者と離島・過疎地域の地域住民との相互理解を促進するための支援が重要となる。

2

3 沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄21世紀ビジョン離島振興計画において、長期的、総合的な視点に立って離島振興に取り組むこととしているが、離島・過疎地域を含む県全域で個性を活かした活力ある持続可能な社会の実現を図る観点から、特に以下の施策に重点的に取り組む。

4

5

6

7

8

(1) 定住条件の整備



9

(交通・生活コストの低減)

10 離島・過疎地域においては、遠隔性などの条件不利性に起因して様々な分野で課題が
11 残されている。特に離島地域においては、島外への高校進学、病院への入院・通院、介
12 護老人福祉施設への入所に伴う転出等、住民の慢性的な流出に伴う人口の減少等により、
13 地域活力の低下が懸念されている。

14 このため、割高な交通・生活コストの低減、海底光ケーブルなどを含む情報通信基盤
15 や航空路、航路及びバス路線を含む交通基盤などの生活環境基盤の整備を進めるとともに、公平な教育機会の確保、医療、福祉等の健康福祉セーフティネットの充実を図る。

16

(生活環境の基盤整備)

17 離島・過疎地域においては、下水道等、汚水処理施設の整備が都市部と比較して遅れており、生活環境の改善を図る必要がある。また、地域の振興にとっても有力な資源である海浜の水質環境の保全対策が求められている。

18 このため、農業及び漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水処理施設の整備を推進するとともに、地域資源である良好な海岸環境の保全に努める。

19 離島地域においては、安定した水資源の確保や水道料金等の水道サービスにおいて本島地域との格差が課題となっている。

このため、本島周辺離島における水道広域化の調査事業、実証事業を経て、広域化の順次拡大を図るなど、重要なライフラインの一つである水道のサービス水準の向上を図る。

また、ゴミ処理にかかる費用についても、住民の負担が大きいものとなっていることから、住民負担の軽減に向けた方策について検討のうえ、関係市町村と連携して取り組む。

離島・過疎地域において、災害時でも安心な防災・減災型島しょ社会の構築、エネルギーの地産地消型の地域づくりを目指すため、自然エネルギー（太陽光、風力等）を積極的に導入し、「低炭素島しょ社会」の実現に向けた先進的なモデルの普及を図る。

(教育に係る負担の軽減)

教育の機会均等の観点から、高等学校等が設置されていない離島から島外への進学に伴う家庭の経済的負担の軽減など教育に係る負担の軽減を図ることや離島における芸術鑑賞の機会の創出等が求められている。

このため、高校のない離島出身者の経済的負担の軽減を図るとともに、離島振興に資するため、高校進学する際の生徒の寄宿舎（学生寮）としての機能及び小・中・高校生の交流機能を併せ持つ、「離島児童生徒支援センター」を管理運営する。

また、高校のない離島出身高校生に係る通学や居住に要する経費を支援する。

さらに、文化芸術に触れる機会の少ない離島・過疎地域の学校に芸術団体を招いて、児童生徒に鑑賞機会を提供する。

離島に住む児童生徒の各種スポーツ大会等に係る交通費等派遣費の負担が大きいことが課題となっている。

このため、中・高等学校の体育連盟や文化連盟を通して派遣費の支援を行うとともに、関係機関と連携し、さらなる支援の拡充に向けて取り組む。

(教育・学習環境の整備)

離島・へき地の小学校において、複式学級へ学習支援員を配置することで、個々の学年に応じたきめ細かな指導を図るとともに、遠隔地域における教育を充実させるためＩＣＴの活用を推進する。

(安定した医療サービスの提供)

離島町村においては、島内で妊婦健診や分娩・産後ケアができる体制が脆弱であることから、必要な健診等を受けるためには、島を離れなければいけない状況にあり、妊婦の負担が大きくなっている。

このため、市町村事業である妊婦健診及び交通費等支援事業、産後ケア事業の充実を促進していく。

1 離島・過疎地域において、適切に保健医療サービスが提供できるよう、自治医科大学
2 への学生派遣や後期医学臨床研修による医師の養成や、医師・看護職員を希望する者へ
3 の修学資金の貸与などにより、医療従事者の安定的な確保を図る。

4 また、離島診療所への代診医の派遣や急患搬送体制の整備、医療相談等の遠隔医療支
5 援を実施するとともに、ＩＣＴの活用等により地域医療連携の推進を図る。

6 老朽化が著しい県立八重山病院は、新病院の建設に当たり、機能の充実・強化が求め
7 られることから、関係機関と連携を図り、早期開院に向け取り組む。

9 (介護サービスの提供確保)

10 離島地域での介護サービスについては、地理的・人口的要因により、事業の運営が厳
11 しく、事業者の参入が少ない地域がある。

12 このため、介護サービス事業の効率的な運営が困難な小規模離島地域において、離島
13 市町村と連携して、事業運営に要する経費等の一部を支援するなど、介護サービスの提
14 供確保、基盤拡充を図る。

16 (2) 特色を生かした産業振興



17 (観光・リゾート産業の振興)

18 離島・過疎地域においては、住民の生活の糧となる産業の総合的振興に向けて、美し
19 い自然景観や独自の文化などの地域資源を生かした個性ある観光プログラムの創出や
20 観光・リゾート産業と多様な産業との有機的な連携を強化し、観光による地域全体への
21 波及効果を高めていくことが求められている。

22 このため、観光・リゾート産業については、着地型観光プログラム等の開発促進、観
23 光客受入体制の整備、国内外からの認知度を高める取組を強化するとともに、海外航
24 路・航空路の充実、海外からの観光客増大に向けた誘客活動を推進する。

26 (農林水産業の振興)

27 離島・過疎地域の基幹産業である農林水産業については、担い手の育成・確保、6次
28 産業化に向けた取組を通じた農家及び漁家所得の向上、農漁村地域の活性化が求められ
29 ている。

30 また、離島地域の主要な産業となっているさとうきびや肉用牛については安定的な生
31 産や肉用牛の飼養戸数の減少、さとうきびを原料とする含みつ糖生産については需給の
32 ミスマッチや安定供給等の課題の解消が求められている。

33 このため、各地域の特色を生かした品目等の生産振興、安全・安心なおきなわブランド
34 の国内外での確立を図るなど、持続的な農林水産業の振興を推進するとともに、農林
35 水産業の6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林
36 水産業を推進する。

37 また、農業用水源、かんがい施設及びほ場等の農業基盤整備を推進することで農業生

1 産性を向上させるとともに、耕作放棄地を活用することで就農者の増加と生産拡大を図
2 る。

3 さらに、さとうきび優良種苗の安定生産や共同利用機械の整備などを通して、離島地
4 域のさとうきび生産農家及び製糖事業者の経営安定を図る。

5 肉用牛については、担い手農家への草地造成や牛舎等の整備を行うことによって、自
6 給飼料の増産や肉用牛の増頭を図り、安定的な肉用牛経営を推進する。

8 (地域特産の開発支援等)

9 地域の特色を生かした特產品づくり等については、主要市場から遠く離れているため、
10 原材料の仕入れ、出荷に係る物流コストが割高にならざるを得ず、市場競争力を低下さ
11 せる要因となっている。

12 このため、試作品開発に係る技術指導等により特產品開発を促進するとともに、外部
13 専門家等によるマーケティングの支援や農林水産物の輸送コストの低減などに取り組
14 む。

16 (3) Uターン・移住の推進



17 (移住促進に向けた事前情報の発信)

18 離島・過疎地域の条件不利性を克服し、活力ある持続可能な地域社会を実現するため
19 には、定住条件の整備や雇用の場となる産業振興を図ることに加え、Uターン者や移住
20 者を持続的に受け入れるための取組など、社会増を拡大するための取組が重要である。

21 このため、移住者受入に取り組む市町村と、問題や課題を共有するとともに、市町村
22 の創意工夫を支援するため、協議会を設置して県と市町村間の連携を強化する。

23 また、移住相談ワンストップ窓口の設置、定住促進住宅の整備、空き家登録、移住者
24 と地域住民をつなぐ人材の育成等、先進取組事例について情報交換を行う。

25 さらに、都市部において移住フェアを開催するなど、移住する際の注意点や地域の習
26 慣等に関する事前情報を積極的に発信する。

28 (体験交流の促進)

29 沖縄本島の児童生徒を離島に派遣し、地元の住民や児童生徒との交流のもと、体験学
30 習や民泊等を実施する。

32 (公共交通サービスの確保等)

33 「移住者アンケート」において、移動手段の確保が困難との指摘があるなど、過疎化
34 と高齢化が進む中、公共交通サービスの確保について、地域の実情に応じた定住条件の
35 整備が求められている。

36 このため、北部地域においては、短中期的にはバス等公共交通の利便性向上を図り、
37 長期的には鉄軌道等の導入により中南部との間の幹線交通網を整備するとともに、北部

1 圏内の移動性を向上させるための交通網を整備する。

2 また、地域の中核的な医療機関のある島と離島とのアクセス性を拡充するとともに、
3 遠隔医療支援やドクターへリ事業の実施に加えて、島外の医療機関受診に係る交通費や
4 宿泊費の軽減を図る。

5

6 **(定住促進住宅の整備)**

7 過疎化が進む一方で、団塊の世代等の退職に伴い、Uターン者や移住者が安心して生
8 活できるような良好な居住環境の整備が求められている。また、民間による住宅供給の
9 少ない地域では、住居の確保が困難との指摘もある。

10 このため、Uターン者や移住者の受入などのための定住促進住宅整備などを促進する。

11

12 **(地域おこし協力隊の活用)**

13 人口減少や高齢化等の進行が著しい地域においては、地域おこしのアイデアを持って、
14 それを実行する人材の発掘、育成が課題となっている。

15 県においては、都市地域から住民票を移動し、一定期間、地域に居住して、地域ブラン
16 ドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事など
17 の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である地域おこ
18 し協力隊の活用を市町村に促して、地域外の人材を誘致し、地域が抱える問題解決や、
19 地域力の維持・強化を促進するとともに、地域おこしに取り組む地元の住民間及び外部
20 人材間をも含めたネットワークを充実・強化するなど、積極的にサポートを行う。

21

22

1 【横断的な施策】 持続可能な地方創生を推進する取組

- ◎地方創生は息の長い政策であり、中長期的にこれを支える人材が不可欠であることから、地方創生の基盤をなす人材を育て、活かす必要がある。
- ◎「民の力」を地方創生に効果的に活用し、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出し、企業等による地方への寄附・投資等を活用し、地方へのひと・資金の流れを強化する必要がある。
- ◎活力ある持続可能な地方創生を推進するため、あらゆる産業や社会生活における Society5.0 の実現に向けた取組や「沖縄県 SDGs 推進方針」に基づく全県的な SDGs の展開を促進する必要がある。

2

3 (1) 人材を育て、活かす



4 (地域づくり組織の支援)

5 地域づくりの取組をさらに深化し、広げていくためには、地域住民等で構成される地
6 域運営組織やこうした組織等の支援を行う中間支援組織の役割が重要である。

7 このため、このような地域の担い手となる組織を地域づくりのための重要な主体とし
8 て位置付け、その育成及び支援を推進する。

9 (地域防災力の向上)

10 本県では、地域防災の中核となる自主防災組織や消防団の組織率が低いなどの課題が
11 あることから、消防団員の新規加入や自主防災組織の新規結成の促進等により、地域防
12 災の担い手育成に取り組むことにより、地域防災力の強化を図る。

13 (沖縄の発展を担う人材の育成)

14 本県が持続的に発展していくためには、将来を担う子どもたちが確かな学力と社会の
15 変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけ、主体的に行動する人材として育つ必要
16 がある。

17 このため、県立高校においては、教職員研修の充実や研究指定校の指定を通して、新
18 たな学習指導要領を踏まえた教育課程の改善に取り組むとともに、教職員の指導力・授
19 業力の向上に努め、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業改善を推進し、確かな
20 学力の向上を図る。

21 また、専門高校における地域や産業界等と連携した実践的な学習活動による産業人材
22 の育成や、普通高校における総合的な学習の時間や部活動等での地域課題の探求や商品
23 開発等を通じ、地域の課題解決や振興発展に貢献できる人材の育成に取り組む。

24 さらに、平成24年度から実施している「英語立県沖縄推進戦略事業」を引き続き推
25 進し、生徒の英語力の向上に資する取組や海外留学・交流派遣の取組を進めるとともに、

1 外国語指導助手（ALT）を活用し、外国語教育や国際理解教育の充実を図る。

2 あわせて、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）やスーパーグローバルハイスクール（SGH）の制度を活用し、探究的な学びの実践に取り組むとともに、高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を推進する。

6 (多様な人材の育成・確保)

7 強くしなやかな自立型経済を構築し、沖縄らしい優しい社会を実現するためには、沖
8 縄の比較優位性を生かした新たな価値を創造する人材、県民の日々の生活を守り、安心
9 して暮らせる成熟社会に必要な医療福祉介護人材や教育、環境、地域振興、防災など地
10 域が抱える課題の解決に行政と協働して取り組む新たな公共の担い手を育成・確保する
11 必要がある。

12 このため、リーディング産業や地場産業（農林水産業、ものづくり産業、建設産業等）
13 を成長・高度化させる人材など多様な産業人材の育成を産学官連携のもと戦略的に推進
14 するとともに、人材育成の指針を示すガイドラインの作成を行うなど、医療、福祉、防
15 犯、防災等の分野に従事する人材を育成する。

17 農業従事者の高齢化の進行、国内外の産地間競争の激化、輸入自由化による農産物価
18 格の低迷などにより、本県の農業就業人口は減少傾向にある。地域農業の持続可能な発
19 展と活性化を図る上で、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。

20 このため、意欲ある就農希望者等を対象に、就農相談、技術習得の支援、農地の確保、
21 経営・生活資金等の支援を中長期的に一貫して行うとともに、6次産業化など新たな取
22 組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進するなど、将来の農業
23 を担う人材の育成・確保に努める。

25 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、今後、益々
26 増大することが見込まれる高齢者や障害者等の介護をはじめとする福祉サービス等の
27 ニーズに対応する必要があるほか、県内各地域において、適切に医療サービスが提供さ
28 れるよう、医療体制の整備や医師・看護師等の育成及び確保に取り組む必要がある。

29 このため、養成施設等と連携し、福祉サービスを担う人材の養成に取り組むとともに、
30 沖縄県社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、就職支援や資格取得の支援、
31 業種や階層ごとの研修の実施などにより、福祉・介護分野での人材の安定的確保に取り
32 組む。

33 また、医師や看護師等の確保・育成に向け、県内の臨床研修医に向けた専門医や指導
34 医等の資格取得、女性医師等が継続して就労しやすい勤務態勢の整備、離島・へき地へ
35 の医師や看護師等の派遣、県民ニーズに対応できる医師や看護師、薬剤師等の確保・養
36 成に努める。

(2) 企業版ふるさと納税等の活用



国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「民の力」を地方創生に効果的に活用するため、民間資金の積極的な活用を促進するなど、地方公共団体と企業の連携を強化し、官民協働を強力に進めることにより、その地域における地方創生の取組の深化を図ることとされている。

また、資金の流れにとどまらず、地方にしごとが作られ、その結果、ひとの流れが新しく作られることも期待されている。

本県においても、地方創生の取組を推進するため、企業との連携を強化し、民間資金を活用しながら、持続的に取り組むことが重要である。

このため、志のある企業など「民の力」を地方創生に活用し、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出し、「まち」の活性化に資する幅広い分野が対象となる企業版ふるさと納税などの活用を推進し、本県への資金の流れを強化する。



(3) 新しい時代の流れを力にした取組

(Society5.0 の実現に向けた技術の活用)

AIやIoTなどのイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会である Society5.0 の実現に向け、AI、IoT 等の先端 IT 技術を活用した産業高度化、新ビジネス創出や利便性・快適性の高い社会システムの構築など社会の様々な場面での先端 IT 技術・イノベーションの効果的な活用を進めて行く必要がある。

このため、沖縄 IT イノベーション戦略センター等の活用により、情報通信産業の高付加価値化や新ビジネス創出等を促進するとともに、リゾテックをキーワードとして、観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど各産業において新技術の活用を促進し、生産性の向上を図る。

あわせて、先端 IT 技術の活用や、企業への先端 IT 導入促進のための人材育成に取り組む。

さらに、AI、IoT 等の先端 IT 技術の実用化や新たなビジネスモデルの実証等を円滑に実施できる環境を整え、ResorTech おきなわ国際 IT 見本市等により、国内外の先端的な新ビジネス展開の動きを沖縄に取り込むための取組を推進する。

(SDGs の推進)

グローバル経済下においては、地球規模で人やモノ、資本が移動しており、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して、深刻な影響を及ぼす時代になってきている。

このような状況を踏まえ、国際社会の普遍的な目標として、2015（平成 27）年 9 月の国連総会で、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下「2030 アジェンダ」）

1 が採択された。

2 2030 アジェンダでは、誰一人として取り残さない（leave no one behind）を基本理
3 念とし、17 のゴールと 169 のターゲットで構成される持続可能な開発目標
4 （Sustainable Development Goals :SDGs）が示されている。

5 これらの国連の動きを踏まえ、国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」を策
6 定している。

7 この実施方針では、SDGs を全国的に実施するために、地方自治体及びその地域で活
8 動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠としており、関係
9 府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs 達成に向
10 けた地方自治体の取組を促進する方針が示されている。

11 本県では、令和元年 11 月に、SDGs の推進に向けた基本的な方向性を「沖縄県 SDGs 推
12 進方針」として取りまとめている。

13 沖縄 21 世紀ビジョンの将来像の実現に向け、同推進方針に基づき、全府的に SDGs
14 の取組を推進し、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展を目指すとともに、国や
15 市町村の連携のもと、県民、企業、各種団体など、多様なステークホルダーの主体的な
16 取組や連携を促進し、全県的な SDGs の展開に繋げる。

17

18